No. Z 210

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. I. JANUARY, 1905.
VOL. XVII.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十八年一月二十日發行

第拾八卷
第壹號

監獄協會發行

第十八卷第一號目次

○會　說……（一頁）
●新年の辭……
○論　說……（五頁）
●米國に於ける行刑的感化制度（上）……
英國倫敦「ハワード」監獄協會主幹　エドワード、クラップ
●放免者保護事業の發達進歩を社會に促す……森　岡次郎
○寄　書……（二五頁）
●運て先驅に訴ふ……大竹岩次郎
●雜感漫錄……小不倒翁
●獄囚の地位……廣陵鯉城生
●刑餘者の記事に就て……三州遠望生
●所觀所感……
○統　計……（三八頁）
明治三十七年十一月末日現在全國在監人員表……
○出獄人保護育兒及感化事業……（四四頁）
●東京出獄人保護事業第八年報……主管　原　胤昭
○海外通信……（四六頁）
●小河氏宛の書柬……
●有馬氏宛の書柬……
○雜　錄……（四九頁）
●白耳義の監獄制度……耕道生投稿
●外數件……
○監獄協會記事……（七〇頁）
○叙任辭令……（七二頁）

第十七卷第十二號目次

○會　說……（一頁）
●歲晩の感……
○論　說……（七頁）
●小河氏著管刑論を讀む（承前）……法學士　鈴木宗言
●慈善事業に就て……留岡幸助
●所感……小河滋次郎
○寄　書……（三五頁）
●監獄所感……田中一雄
●監獄論……河村鐵太郎
●給與工錢歩合に就て……〃生
●監獄に書籍館の設置を望む……京都　小林芳太郎
●雜感一束……網走　成義生
○統　計……（四二頁）
●明治三十七年十月末日現在全國在監人員表……
○出獄人保護育兒及感化事業……（四七頁）
●無料宿泊所の事蹟●山陰慈育家庭學院の狀況一斑●愛知縣慈善會成績（名古屋監獄教務所所報）
○海外通信……（五一頁）
●監獄會議參列記……北米　印南生
○雜　錄……（五七頁）
●淸國の監獄事業一斑……
●外數件……（六九頁）
○地方通信……（七一頁）
○監獄協會記事……（七二頁）
○叙任辭令……

謹賀新年

明治三十八年一月一日

監獄協會會員各位

山口監獄本分監員一同

謹賀新年

在韓國京城

大久保忠禮

實用讀本

小河滋次郎君序　振假名付ト
西元龍拳君著　振假名無シ

◉新著廣告

目次○第一編假名遣ひ○第二編修學の始め○第三編數學○第四編作文○第五編事訓○第六編農業○第七編工業○第八編商業○第九編國政○第十編世界地理○第十一編日本地理○第十二編日本歷史○第十三編漢文○第十四編外國語

初學者の普通實用學を修めんとには、必ず順序ある讀本に依りて學ぶが宜しい。普通實用を便する學を得たらば、實業の大意と是に必要なる文字を知らねばなりませぬ。是等を知ると共に、世界の地理及日本の國政地理歷史等の一班をも心得て、文明國の國民として、文育の闇黑界に墮落せぬやうに誠らねばなりませぬ。本書は是等の要務に呼起されて出來たもので、最も適切に且つ有益でありますから、必ず一讀して御覽なさい、必携の良書たることが別りまする

○紙質堅牢
○製本大和綴
○實價金貳拾五錢
○郵稅金六錢

發行所　東京市四谷區愛住町二番地（電話番町二一番）　東京書院

廣告

文學士常盤大定氏撰集

佛陀之聖訓

クローズ製、金字入、菊半版二百頁以上、印刷紙質共に精良
一部實價金參拾錢
部數多き時は多少の割引あり

此書は教誨又は講話の講本に供へんが爲と、佛教によりて修養せんとする人士に對して佛陀の訓誡を示さんが爲と、二個の目的を以て撰集せるものにして、金言の間に譬喩を交へたるが爲に趣味多く、玉語の間に實例を加へたるが爲に尤も適切に、且つ親切懇篤なる和譯國字を附せるを以て、何人も讀下に解了するを得べく、各種の佛教團体、監獄、婦人會、兒童教誨等の講本に適するは勿論苟くも佛教の要旨を知らんとするものに取りて、無上の好小冊子なり、撰集の意は佛教主義の普及を圖り、且つ現代人心の缺陷を補はんとするにあれば、世の賣買書籍よりも嚴なるべきを一言す、大方の君子一本を座右に供ひ玉へ、

東京市小石川區白山前町三十一番地

發行所　無我山房

監獄協會雜誌第拾八卷第壹號

（明治三十八年一月二十日發行）

會說

○新年の辭

乾坤新に開け佳氣祥瑞六合に滿つ、恭しく我皇の聖德を仰ぎ謹んで同胞の福祉を壽くと共に將に一年の事業を開始す、一年の計は一月にあり一月の計は一日にありといふ、吾人の事業は不眠不休時々刻々其進歩發達を計るが爲めに採長補短立に決す未だ一日を計るの時を有せず、何爲ぞ歳を改むると共に事業經營の端緒に就くを要せんや、今日の一時は明日の二時よりも貴し、吾人の期する處のものは一日の齡を重ぬるあらば一日の發達を遂ぐるにあり、吾人の希ふ處のものは終日終夜營々事業の目的を達するにあり、然らば則ち事業の目的を貫徹せんには如何なる軌道を歩み如何なる方策を採るを以て急務となすべきか之れ吾人の攻究を要する所なり

去れる甲辰の一年は内外頗る多忙多艱なりき、殺氣漲々、腥風血雨滿韓の野に滿

ちて凡百の事業伸暢緊縮を見るの屢次なりしこと古今稀有の影響なりしなり、吾監獄事業に蒙れる影響亦尠からず而かも一面に收縮せる監獄事業は一面に伸暢し正しく一新機軸を描出せるものあり、徵罪不檢擧、假出獄者の增加、出獄人保護其他各種救護團体の事業の一躍活氣を呈したるは是れ戰時に於ける百事不振の間に超然頭角を現したるものにあらずや、犯罪人の減少は獨り監獄事業のみに賴りて爲し得るものにあらずと悟了せる監獄當局者の此機會を利用し、處措其宜きを得たるを頌すると共に滋々其効果を發揚するに勗めざるべからず、今や旅順の敵壘殄滅し國民の歡呼喧しと雖も世は泰平にあらず、戰線愈進みて前途遼遠、乙巳の一歲は倍々多忙多難なるべし、吾人は甲辰の年に蒙れるが如く事業遂行の上に種々の障碍を蒙るべし、行政財政整理の餘波は既に業に事實の上に行はれたるに拘らず尙將來事業施設の上に及ぶこと尠からざるを信ずると共に經營の困難なるを覺ゆるなり、

吾人は敢て風雨に亂弄せられたる枯葉を追はず、紅花綠柳の天地に大なる希望を負ふものなり皎々たる碧空に將來の成功を宿して新年の陣頭に立てり、然れども甲辰の年に來れる機會と甲辰の年に崩せし新事業は乙巳の一歲も間斷なく培養し終歲の成果を獲ざるべからず、終歲の成果は多方面に働ける頭手に依りて求むるにあらざれば獲る能はざるなり、徵罪不檢擧は監獄當然の任務にあらず然れども小惡を懲て深淵に陷れ大惡を逸して樂園に橫行せしむるは策の得たるものにあらずとせば職に獄事に在る者は、檢察偵邏の方面に涉獵し利害相償はざらしむるなからしめ、出獄人保護其他の救濟事業は監獄事業と利害を同ふし犯罪防遏の點に於て密接の關係あるを以て既設機關に聯絡を通ずるは勿論牧民の有司に謀り救濟機關を設くるか少くも釋放後路頭に迷はしむべからず、假出獄者の多少は之れを監獄當局者の手腕に俟たざるべからず吾人はこれ多きを以て喜ばず、これ少きを以て厭はず寧ろ一人の假に出獄するなきも罪惡を再びするの少きを望むと同じく多くの假出獄者ありといへども罪惡を再びするもの多からんには金科玉條亦死物と擇ふなきなり、唯夫れ吾人の希ふ處のものは罪囚をして悉く改過遷善せしむることと能はずんば比較的多くの罪囚をして改過せしめ、改過の兆候ある者は假出獄の特典に俗せしめよ而して一般罪囚をして善因善果の道理を感知せしむるにあり、吾人を目して假出獄者の濫發を喜ぶものとなす勿れ、吾人の期待する處のものは罪囚をして感化せしめ罪惡に遠からしむるの多からんことのみ、斯く論じ來れば吾人は曆を改むると共に事業の改むべきなし終始初心を繼續して倦まず撓まず斷々乎として事業に忠實なるを要するのみ

監獄事業は複雜にして各種の學科と諸多の機關と關係するものなり或は宗教に或は醫術に或は農工業に其他有ゆる學科技術に關係するものなれば、職として監獄

に身を委ぬる者のみを責むの酷なるを信ず、然かも口に其難きを唱ふる當局者にして其業の何物たるを社會に訴へ、其事業に關聯せる諸種の機關と連絡を保有しつつあるや或は監獄事業は社會凡庸の口にすべきにあらずとして傾聽せざるの嫌なきか、事業複雜なりといへども複雜なるは其目的を達するの道途なり、事業の目的は犯罪の防止なり事業の目的にして犯罪防止にありとせば監獄事業は監獄當路者專有の事業にあらず、常識を有し人道の何物たるを解する者は何人にも討究し得べき事業なりと謂はざるべからず、加之社會各種の事業は互に相連繫し輪環的に吾人を益するものにして監獄事業の進歩は監獄事業自体の利益なるのみならず併せて社會を益すると同じく其他の事業と雖も社會を益すると共に監獄事業を益するものなり、是に於て吾人監獄事業に從ふ者は其業に實踐躬行すると同時に社會各方面の機關との連繫をして周密ならしめ進んで斯業表裏の顯象を表明して普ねく討究せんことを望むものなり、これ吾人監獄事業に從ふ者の當然の責務なるを信ずるのみ豈年と共に新に爲すべき事業ならんや、記して新年の辭となす、

論說

○米國に於ける行刑的感化制度（上）

英國倫敦「ハワード」監獄協會主幹　エドワード、グラップ

左に譯載する論文は倫敦「ハワード」監獄協會主幹エドワード、グラップ氏が昨年亞米利加合衆國に於ける監獄事業視察の結果として世に公にしたる有益なる報告書の一部にして過般譯者の許に惠贈せられたれば之を一人にて占讀せんは餘りに惜しき感ありければ本誌に掲載することゝなせり看官其れ之を諒せよ爲……一日庵主人譯

余は茲に英國感化監獄の、到底米國のそれに、若かざることを明言せざるを得ざるを悲む。米國に於ける大感化監獄制度は、進歩的精神に富める北部諸州に建設せられ、適切なる方法を以て多數の犯罪者を改善しつゝあること、今や明なる事實となれり。余の觀察したるは「エルマイラ」（紐育州）「マンスフィールド」（オハヨー州）及び「コンコルド」「マサチユーセッツ州」の三感化監獄と、シユーボルンに於ける女囚感化監獄となり。

是等の感化監獄に於て採用せる方法は、細目に至りてこそ異る所あれ、其大精神に至ては、何れも大同小異にして、十六歳乃至三十歳の犯罪者を收容し、之を訓練敎養感化改善せんとするにあり。米國に於ける感化的監獄制度の特徴は、先づ第一に

不定期刑及條件付出獄(假出獄)の二制度を採用したる點に指を屈せざるべからず。不定期刑制度の要點は、預め刑の最長期を宣告し置き、必要なる場合に於て其最長期を限度として之を勵行し、又囚人の行爲善良にして司獄官の意見により、未だ其刑期滿了せざるも、既に放免するに適せりと認定する時は、直に之を假放免して其刑期を短縮するものなり。インデヤナ及びオハヨー兩州の如きに於て實行する所の方法に依れば、裁判官は預め最短期の刑を宣告し置き其期間だけは如何なる場合と雖も必らず放免せざるものとす。エルマイラ感化監獄に於ては其刑期一年より二十年に至るものあれども、實際拘禁せらるゝ平均期間は殆んど一年半なり。

不定期刑主義に對しては往々非難の聲を發するものあり　其說に曰く、斯の如んば、犯罪と拘禁との間に何等の關係もなきことゝなるに至らん、殺人罪を以て二十年の刑を宣告せられたるものも、全く改過遷善せられたりと認定せらるゝときは、竊盜罪を以て二年の刑を宣告せられたるものと共に放免せらるべし、豈斯の如き不權衡なることあらんやと(譯者曰く、之れ舊來の客觀主義より來れる非難にして、此派の學說によれば、刑罰なるものは苦痛を犯罪者に與ふることを意味す、然るに現今進步したる行刑制度の趣旨は必しも犯人に對して苦痛を與ふることを目的とせず主として改過遷善を促すを以て最善の策となすものなり、即ち刑罰の目的は將來を戒むるにあり、犯人をして再び罪を犯さざらしむると他人をして警戒せしむるとにあり、故に既往を行刑の目的とするは大に誤れり、從て既往の行爲に刑罰的權衡を得せしめんと圖るを要せずとする主觀主義漸く世に行はるゝに至れり)余はエルマイラに於けるスコツト氏(現今エルマイラ感化監獄の典獄)に質すに此非難を以てせしに、氏答へらく感化監獄に送致せらるゝ囚人は、悔化遷善せらるべきものとして送らるゝものにして、其囚人に既往に犯したる犯罪に對する惡報として刑罰を加へんが爲めに送らるゝものにあらず、とされば氏の職務は、囚人の犯罪的惡癖を感化治癒せんと力むる點に存するものにして、若し其感化治癒、完ふせられたりと認むるときは、他の監獄官吏と商議の上、之を自由社會に放免するにあり、

如上の理論より推す時は、刑事上に於ける刑罰の觀念は消滅し、之に代りて、社會の保護、及犯罪者の改化遷善の二觀念重きをなすに至れり。

他の感化監獄長(オハヨー州マンスフヰールドに於けるレオナード氏曰くマンスフヰールドに於ては、一囚人の行へる犯罪の性質は、當該官吏が之に假出獄の許可を與んとするに際し、宜しく斟酌すべき一條件たるのみと。氏は刑罰を必要なりと信ず、然れども刑罰は手段にして目的にあらざることを明にせり。眞正の行刑制度に於ける復讐的精神は到底之を容るゝ餘地を存せず、然りと雖も苦痛も改過遷善

を促す爲めに必要なる要素の一たれば、刑罰は犯人の性質を感化改善するに必要なる常素といふて可なり。

前に擧げたる感化監獄に於ては、上述の學理に能く適合せる方法を實施せり。エルマイラ及び之に模倣せる感化監獄に對し、一般に放たれたる批難の聲は、重に「感情的」にして、犯罪者を優遇するに過ぎたると社會と被害者との感情を顧みざるにありと云ふにあり。余は同監獄視察の際、此非難の根據ともなるべき事實を發見せんが爲めに特に意を注ぎたりしかど遂に之を發見する能はざりき。熟々實際の狀況を觀察するに此の感化監獄内の生活は決して非難者の想像するが如き不斷歡樂の場所と云ふを得ず。否な、不斷の訓練は嚴格にして、寧ろ論者の云が如き自由は存在せざるなり。

是の感化監獄に於ては幸にして鞭韃の使用を見ず、エルマイラの最初の典獄ブロックウェー氏は、之を最初に使用したりしが終には其使用せるを悔ゆるに至れり。現典獄スコット氏に至りては、之を全く不必要と認めたり。レオナルド典獄余に語て曰く、『小兒の善良なる性質を感化陶冶するには、吾人々類の靈長なる所以を說明すること甚だ大切なる點にして、鞭韃を加へて其本性を辱しむるが如きは害ありて益なきことを悟れり』と。近來漸次、鞭韃を加ふるよりは、隔離的孤獨の拘禁を爲すの勝れるを悟るに至れり、但し斯の如き拘禁には最下等の貶黜を伴はしむるとあり然らざることあり。エルマイラのスコット氏余に告げて曰く、『同感化監獄に於ける、若き囚人の大部分は外國生の者にして、從て土地の習俗に慣れず、其生活の途を得るに困み、遂に感化監獄を利用せんと欲して入監するもの少からず、然れども裁判所に召喚せられ、エルマイラ感化監獄の生活に一度び觸接するに至らば、直に眞面目なる者となり、有用なる市民として行動するを常とす、エルマイラに送致せられたるものも、中少くとも七割は斯の如き感化を受けたり』と。

レオナード典獄余に語て曰く『マンスフィールド感化監獄に於ける幼年囚の經過を觀察するに概して左の三時期に分つことを得。

第一期、早く放免せられんことを待望し、快活に万事をなすもの。

第二期、嚴重なる作業と訓練とは囚人の精神を遂に挫折し怠慢冷淡に流れしむること。

第三期、囚人は司獄官と抗爭を試むるに至るも、結局、得る所なきを悟り、漸次克己善行を勵むに至ること。

該感化監獄設立以來七年間の成績を審査するに、放免囚全數の中、僅々一割二分のみ、或は誓約(條件)を破り、或は再び罪を犯して再犯の刑に處せられたり、尙ほ彼等の中、最初、刑の全免を得たる者にして、後に不結果を來したるものあり、一度誓約を破りて感化監獄に呼び歸されたる者にして其後再び假出獄を許可せら

れ好結果を以て終を完ふしたるものあり、と。更に一言すべきは彼等の誓約を破るに至るは必しも其性質の惡しきが爲めにのみ歸すべからざることなり、蓋し此等青年なるものは、屢々自己が實際强きよりは更に强き者と自から過信したるものにして、之れが爲めに偶々誘惑に陷るの止むを得ざるに至るもの少からざればなり。

コンコードの感化監獄は輕罪囚及び重罪囚を送致する所にして、概して言へば、エルマイラに於けるより其刑期短かきを常とす。今該感化監獄に於ける成績を見るに、十四年間に於ける入監者の七割三分は好結果を收めたるものにして、一割一分は再び入監し、一割三分は更に他の監獄に投せられ、他の三分は遂に行衞不明となれり。

此等の感化監獄に於て採用せる主義と方法は大体に於て何れも大同小異なりと雖も枝葉の點に至りては必しも同一ならざること、既に前にも述べたるが如し。エルマイラに於ては特に多くの時間を兵式体操の爲めに費し、其結果として囚人の容貌は良好に、其擧動は優美にして、英國に於ける監獄にて、囚人の纏へるが如き、不恰好なる衣服を着くるものを見ず。コンコードに於ては兵式操練の爲めに費す時間は甚だ僅少なる時間に過ぎず、余の見る所を以てすれば、更に多くの時間を之れが爲めに使用せば恐くは一層好き結果を收め得るならん。右の如く兵式体操の課目は餘り重きを爲さゞれども、之に代りて沐浴は非常に勵行せらるゝ所にして、其裝置も從て行届き居れり。又教育を要する未丁年者には日々規則正しく若干時間の課業を授け、傍ら職業教育を教授す。エルマイラに於ては斯の如き職業の種類は二十に及べり。斯の如く多くの種類の授職教育盛んに行はるゝと雖も、元と國家の需用を充さんが爲に經營せらるゝものにあらざるを以て、其製業品は販賣せらるゝことなく多くは破棄せらるゝ所となる。マンスフヰールドにては入監者自身の勞働を以て其感化監獄を擴大すると同時に一部の入監者は刷毛製造家と契約を締結して其生産に從事す。コンコードにては製造品の或物は販賣せらるれども、多くは、國家の使用に供せらるゝものなり。諸感化監獄には其入監者に依て發行せらるゝ週刊新聞あり、エルマイラに於ては之に關係するもの一千五百人に及び、マンスフヰールドに於ては六百五十人を越え、コンコードに於ては八百四十人に達せり。

次に宗教に關して一言せん。是等の感化監獄に於て最も勤むる所は、一般の風氣を道義的及宗教的ならしむるに存し、單に感情的人物を作り又は宗教的議論に巧ならんことを奬勵せず、日曜の禮拜は生氣あり、活力あり、典獄と教誨師の個人的感化力の此點に與りて力あること言はずして明なり。コンコートの教誨師ダブリユー、ジエー、バット氏は此宗教的方面の事業に全心全力を傾注せられ、又能く多くの

好結果を收めつゝあり。

シューボルンの女囚感化監獄

シューボルンに於ける女囚感化監獄はモルトン夫人の有力なる指導の下にありて、余の視察せし時には殆んど二百人の女囚を收容し居りしが、四分の三以上は舊教信徒にして其多くは愛蘭婦人ならずんば、愛蘭婦人の子孫なりき。在監者の平均年齡は確かに三十歲以上にして之を男子の平均年齡に比すれば遙かに高し、其事業の成績は到底精細に計量し得べくもあらざれども、之を大体の上より男子の成績に比すれば、大に劣れることは明なり。余の視察せし當時、彼等の從事せし職業は襯衣の製造、裁縫、編物、洗濯等にして、料理も將に職業の一として採用せられんとする所なりき、織機業は多數の婦人に採りては勞作苛重に過ぎたりとなし、採用せられざりき、尙ほ此感化監獄には相當の耕地存するが爲に、夏季には耕耘と養鷄とに從事し頗る好結果を得たり。此感化監獄にては醫師も敎誨師も婦人にして、只だ一人の大工と二人の夜番を除きては、他に男子の使用せらるゝ者あるを見ず。從來女囚の感化事業は頗る困難にして屢々失敗失望に終りたること多けれども、シューボルンに於ける感化監獄は英國の「ホロウェー」監獄(譯者曰く英國「ホローウエー」は倫敦にある女囚專門の監獄なり)等に於て實行せらるゝものに比すれば確に數等進歩せるものにして又遙に成功せるものなりと謂ふ可し。

其他の感化院

余はインデヤナポリスに於ける女子感化院をも視察せり此所にては同一建物の中に九歲より二十一歲に至る二百人許の女子と五十人の女囚とを收容し居りしが(勿論女囚は他の女兒より全然離隔せられ居たり)諸種の設備不完全にして寢室の如き現に充溢せる有樣なりき。されば近き將來に於て他に一感化院を建設分離すること現下の急務と云ふべし。

此感化院にては他の米國諸感化院の如く、貨物を供給する商人の不正手段を防がんが爲めに、「競爭入札」の方法に依て貨物を購入し、購入貨物は一々感化院にて計量することゝせり。帳簿の整理又甚だ必要なり、同感化院程の形式を有する學校に於てすら猶一人の婦人記者を要するものなれば、感化院の如き事務繁多なる所に於ては更に其必要を感ずること別に喋々を要せず。

フヰラデルフヒヤニ近きグレン、ミル感化院は頗る美事なるものにして、八百の男兒十五棟の家屋に別居せり、此等の家屋は皆な海抜四百五十呎の高臺に並立し、四周の地を遠く見渡すべき好眺望を有す。一棟の家屋には各五十人乃至六十人の小兒を收容し家族的感情頗る强く、凡ての物は極めて淸潔綺麗に保持せられたり。彼等は半日敎育と半日勞作とに服せり。頃者一人の同情者の寄附したる運動場は、其立派なること余の未だ曾て見ざる所のものなり。此感化院に於ける其他の家屋機

械等、皆な一私人の寄贈に係るものなれども、經常費の大部分は國庫より支辨せらるゝものとす併し其の支配權は私選の理事の手中に存す。

同院はニベッカー院長の巧妙なる監理の下に顯著なる效果を收むるを得、八割乃至九割の在院者は感化せらるゝを得たり。實に此感化院の如きは英國に現存する多數の汚穢不完全なる感化院と日を同ふして論ず可きにあらざる也。

小年「共和國」

余はウィリヤム、ジヨルヂ氏の設立したる、フリーヒルに於ける（紐育州の中央に近し）有名なる一感化院に付きて一言を費さゞる可らず余が觀察せしは昨年の冬にして、院內兒童の現在數は百十三人にして、內三分の二は男兒、三分の一は女兒なりき、家屋は凡て十八棟ありて種々の目的に使用せられ、何れも皆木造の家族なり。少年者の多數は惡しき經歷を有するものにして、裁判所より送致せらるゝもの少からず、但し墮落せる女子は之を收容せず。

此感化院の特色とする所は「勞働なくんば萬事なし」"Nothing without Labor" と云ふ格言を嚴重に實行する點と小兒に採りては如何と思はるゝ迄で自治制を實行する點にあり。此感化院は其名の示すが如く小なる共和國にして、此內には法律あり、裁判所あり、立法を行ひ司法行政兩部あり。是等の立法及び行政の事務は「市民」「少年者のこと」自から之をなすものとす。院長は絕對的の拒否權を有すれども、之を行使することは稀に見る所なり。裁判所は夕刻開廷せられ、犯罪者あれば罰金を課し、拘禁に處す。院兒の職務は學課、印刷、大工等にして夏季は耕作に從事す、女子には特に裁縫洗濯の職務あり。圖書館は立派なる一室にして、夕暮院兒此所に群集して繙讀に餘念なきが如し。

一般の氣風は頗る良好にして、敎育啓發の結果は種々の點に露れ獨立勇敢の氣象彼等の間に著しく見えたり。蓋し此等の小兒と雖も其初めにありては殆んど改善の見込なきものなりしなり。

日曜日の禮拜式は、多くは「オーボルン」神學校の學生によりて執行せらる。宗敎的辯論よりは勞作の間に強き宗敎的感情の表はれんことを努む、此感化院に於て特に奬勵する德義は自信と法律を尊重することとなり。

○放免者保護事業の發達進步を社會に促す

森　圍次郎

刑罰執行と免囚保護とは恰かも鳥の兩翼の如く車の兩輪の如く形影相伴ふて本末始終枝葉表裏能く社會を經緯して善の事業に完美を告るものにして人の此の世

に生するや輾轉不遇沈痼惱亂腎衰痩天に蹐り地に跼するも尙流離困弊の極に陷り其身すら救濟すること能はざるものあり監獄が如何に行刑の完全無缺を期して其道に深邃奥蘊を盡すと雖も放免後に於て社會の公衆が嘗て免囚事業の如何を顧みずして冷淡之に處し甚しきは曰く彼れは刑餘の人なり曰く兇惡無賴漢なりと嘗に之を擯斥するのみならず疫病の側に近きたるが如く螟蛉蟊賊の植物を犯すが如く或は讐雠を棄るが如く其親戚故舊は只惴々焉竦々焉として彼等が隣家に近かくを恐れ之を嫌惡すること豺狼蛇蝎よりも甚しく所謂往古より慣用の常套語なる勸當とか障ぬ神に祟りなしとか或は親戚合議して放逐の策を取るが如き今尙舊弊を蟬脫すること能はざるものありと想像せんか是放免者の不幸は論ずるまでもなく社會の一大不幸にして何れの日か犯罪を減少して行刑の目的を達し吾人の胸裡に擧壞聳肩の喜悦を呈するの日あらんや苟も社會の安寧秩序をして土崩瓦解に至らしめざるを期し其姦亂を屏息せしめ邪惡を防止して害惡を流溢せしめざらんと欲せば吾人行刑官が完全なる刑罰の執行を爲すと共に一面社會の有志が奮發經營して放免者を保護するの策を取るは是取りも直さず間接の力を以て犯罪を未萠に防ぎ法網に罹るを免かれしめ自から幸福榮譽を增進せしむるものなり只犯罪者を囹圄に投じて社會より離隔せしめば足れりとするが如きは決して今日取る可きの論にあらず是今日司獄吏が大に免囚事業の發達を促がして辯難攻擊淋漓適切止むを

ざる所以なり左ればにや西洋諸國には此種の事業大に盛にして進取得意的に建設總合的に紛々菲々競ふて社會に採用せられ則濟貧院仁恤院救濟會共助會の類より感化院の如き續々社會に勃興して之を助くるの機關至る所に運轉して毫も遺憾なきに至る飜つて我國の現情を見るに授業院の如き北極の晨星を望むが如く余輩が大に之を論じて普く社會の公論に訴へんと欲する所以なり決して英華を咀嚼し膏澤を靡飫して議論を好むに非るなり亦止むを得ざればなり試に之を思へ如何なる犯罪者と雖も又普通の感情的生靈の人類なれば彼れ再三三四獄中の生活に立戻り多は北風森々として肌膚を破り寒威凜々として筋骨に透り四隣闃として夜警看守の足音さへ絶へ唯監房には飢鷹の走るのみを聞くとき室中一點の火の氣なき自由刑執行の監獄生活を思起し既往の罪業を悔ひて社會生活の幸福多き有樣を顧みるときは誰か其身の失敗を歎息せざるものあらんや夏は炎威爍くが如くにして石を爍かし金を流がし流汗瀾漫蒸熱を忘る可からざるの時身は一室に座して凉風の納るべきなく紀律の嚴正にして檢束の緻密なる實に刑罰執行の許すべからざる程に其獄中生活の如何に辛苦多きかを想察して一たび首を回らして社會の快樂愚安和愛騈闐豐穰悠佳の情態を追思するときは必ず將來悔悟の念を起して飽く迄惡意を貫かんと欲するもの無きや論を待たず況んや別天地に居住して櫻花の爛漫たるを人の園圃に賞すること能わず歌舞演劇之を觀ること能わずして人類社會の最も尊

重する權理自由を失ひ居ることを知らば其狂猛の中如何なる犯罪者と雖も放免の日を彼つこと一日千秋の思をなさん指を屈し日を算へて社會の新鮮なる善良の空氣を吸收せんと欲する蓋し人情の然らしむるものにして誰れか家に儕石の儲なく糟糠にて漸く其口を糊し襤褸を以て僅に其身を纏ふるの生活を好むものあらんや誰れか飽食暖衣金屏錄障錦帶虎皮の生活を惡むものあらんや是彼等と雖も獄中の生活は止むを得ざるに出でたるものなることは罪惡の八九は貧困に出でたるものなることと明かにして宋の東坡が書を眞宗皇帝に上つて盜賊を減少せしむるは衣食の門を開くにありと論せしも此類なり唐の太宗が民の盜賊をなす所以は賦役繁きに依るなり奢を去り費を省き稅を輕くし良吏を選用し民をして衣食餘りあらしむ則ち徵を防せぎ漸を杜ぎ盜を未發に止めしむるものなりと貞觀政要に記せしむるも異なることあらんや

曾てミル氏彼最高等深遠なる道德利用說を著して曰く大凡道德の律法を犯すの擧措を駐遏防禦することに於て人類の宜く有す可き所の利益を率先提擧するの敎道は此の如き犯法に抗して意見の主制を定むると決して他の敎道に下らざるべしと

But on the whole, a doctrine which brings prominently forward the interest that mankind have in the repression and prention of conduct which violates the maral law, is likely to be inferior to no other in turning the sanctions of opinion against such violations.

抑も社會は惡惡の道を以て其根を培し信義の德を以て其蔕を固ふし正道は之を行ふに遠に邪惡は其非を悔ゆるの道を勸むるものなり余輩は監獄吏員が彼等の放免に際して所謂其將來の身上に就て訓諭するものを見る周到懇切叮嚀重疊惇々倦まず其舊惡を去つて新善に就くの爲利なる所以を說示し今より社會に獨立して自營自活の道を立て他人と顏顏して相讓らず優るものは勝ち劣るものは敗るゝの今日綽々として餘裕あらんには縱令人の傭工となるも非常の勞力と節約を爲すに非れば能わざるのみならず監獄にあつて國庫の費用に食するが如きものに非ることは其側にあつて之を聞くものさへ感涙に堪へざるものあり於是乎彼れ等と雖も木石魚介に非れば其善を好し惡を憎み美を欲し醜を嫌ふの情は異ならず左れば口に苦がきと雖も良藥なることは之を知り耳に逆ふと雖も諫言なることは之を察す必ず心中に銘記して再び如何なる辛酸窮厄に逢ふも誓て刑辟に觸れざるを以てするのみならず彼の釋迦牟尼如來が華嚴經に說かれし如く我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋痴從身語意之所生一切我今皆懺悔との心を生じ居るは蓋し人情の免れざる所ろなり然るに放免者が忽惡事をなして再び獄中に入る是於乎當局者が放免に際して斡旋盡瘁したるの言は一朝の水泡に皈して去り雲烟蒸散砂中の誰言と等く累犯者の心情を思へば誰慨歎に堪へざるものあらんや或人亦說をなして曰く彼等と雖も當局者の心切は忘れたるに非らず窃盜詐僞脅迫拐帶の惡事を知ると雖も如何せん一

且故鄉に皈るや獄中より久く思慕する所ろの親戚朋友に紹がるに案外輕躁浮薄にして權謀譎詐只私慾の間に逶迤として義理人情を顧みるに遑まあらず一徹一少利害の僅に毛髮の如きあれば忽飜然仇視し之を陷穽に墜落せんと欲する之を救助するが如きは論ずるの暇なく冷かなること氷の如く淡きこと烟の如く遂に放免者をして嫌焉たらしむる者なき乎を疑わざる可からざるに至る固り人の監視を引受て放免者の身上保管を含みたるもの先きの者なきは保證すと雖も万一にも彼の親戚故舊の賴むに足らざるを恨むと共に世に味氣なきを嘆き快々として樂なく鬱々として坎壞其身を纏ひ遂に再び罪惡を重ねて監獄生活に還へり頻繁なる社會の煩を脫がれんと欲す是余輩が大に社會公衆に向ふて一層此の徒の境遇を憐み癈人利用の趣味を覺り一身の利害得失を棄て深く且大に社會の盈虧伸縮强弱明暗隆替に關係することを思ひ彼等の職業を導き其生計を助けて失望的厭世の情を起さゞらしめば刑罰を未發に防せぐこと少小にあらざるなり夫上古草昧の際は弱肉强食にして人類の腦裏は曾に私慾と惡意との塡充する所となりて絕へて相憐むの情感起りしことなく又正邪曲直を辨別するの智力を發生せしむること有らず宛ながら禽獸同樣の者にして掠奪のみを以て事としたりしも萬物化醇の原理は片時も其發動力の作用を怠ることなく人心の改良進步は駸々として止むときなきを以て何れの時か人間の腦裏に祖先の未だ嘗て有せざりし一種の情感を喚起し法律的宗教的社會的の裁制に檢束せらるゝの外又所謂德義的裁制に攪亂せられて惡事を愼み人の周旋殷勤をなすに至るもの辭を換へて之を言へば凶事は凶事として之を忌み善事は善事として之を尊び其情操の轉移たる同胞相親み同情相憐むの心事を喚起す之を良心 Conscience の起因となすと謂へり

此良心を以て放免者を憐み放免者も此良心を以て社會に其瀎漫滂沱たる害毒を流すを悔悟するときは德義的感情勃興して社會が幾百万圓の資を投じて監獄を設置したるの奥義を貫徹することを得ん社會が一人と雖も犯罪者を減少せしめんと欲する完美高尙の域に達するときは飽食暖衣敎なきは禽獸に近きと曰ふ頑固偏僻にして人の論議を用ひず理非を斷定すべき腦力なき舊弊の笑を免かるを得べし歐米各國の免囚事業の隆盛なるものは則犯罪の花實をして萠芽の間に撲滅し害惡の樹をして繁茂蓊鬱森萃卓越せざるの間に伐除せんと欲するに過ぎず是一は善良なる宗敎力の効果なりと雖も彼の國文明の潮流滔々として千里一瀉文物典章粲然麗然として具備するに非るか近時先見ある司獄官吏が頻りに此事業の芬芳沖融に其注意を促がすは畢竟監獄事業のみにては刑は刑なきを期すると謂ふ奥妙なる法學の眞意を全ふすること能わず多年の間賞標者又は假出獄者が放免後俄かに心機の轉變を來たして再犯入監するは或は此事業の欠缺する所に起因するもの多きに依らずんばある可らずとの一部論者の言余輩は之を贊成するに躊躇逡巡せざるなり如

何ぞ世の論者は此の重大なる問題を等閑視して吾人が痛痒關するものに非ずとするや

宋の張咏益州の知事となり盜を論して深く恩信を加へ各田里に歸らしむるに盜化して良民となると謂ふことあり既に支那にても感化監獄を實施したるものと思はる之に反して余十年前神戸にありし時其地の英字新聞を讀みたるに Petitioned to be put into jail 入獄志願書と題する面白記事あり則放免者が食に窮して神戸警察署に差出たるものなり以て彼等の一班を知るに足る又彼の佛國の如き放免者を保護するに精密なる郡村の保護を爲すことは彼の國の刑事訴訟法六百二十四條の明文及法學博士等の註釋にても明かなり檢事は郡長をして復權願人則放免者住所の町村會議員に左の諸件を證明する爲め其會議を命ずるを得べし(一)復權願人町村内に住したる期限(二)其町村内に住したる時間の行狀(三)其時間生計を營みし方法」

le procureur impera provoque, par intermédiaire du sous—préfet des attestations de libérés par les conseils municipaux des communes ou le condamné a resité faisant connaître: I la durée de sa residence dans chaque commune avec indications du jouy ou elle a commencé, et de celui auquel elle a fini.

II sa conduite pendant la durede son sejour;

III ses moyens d'existence pendant le meme temps

如是町村會をして犯人の行狀の程度生活の情況を監察せしむるは皆再犯を豫防せしむるの周到緻密なるものにして彼の公共の救恤に依らざれば放免者の生活する

能わざるもの或は放免者の放蕩淫逸にして公共の風儀を害し名譽を損するものは其移住を絶對的拒抗する國墺太利の如きありと雖も大抵は皆之を保護するの國是を取れり是實に司法學上行政學上研究の一大問題にして又他の諸國も累犯放免後の者は國家の良民たる資格を全ふすべからざるが故に監督の嚴重にして保護の精細なるが爲め成る可く其數を減じ其弊害を薄からんことを計からざるべからずとする主義は決して異同あるべからず先づ犯罪豫防の一手段としては乞食放蕩無賴人の取締方法を定るが如き又放免者は必ず強行的に其鄉里に帰還せしめて桔据經營執掌努力切磋琢磨精研盡瘁汲々乾々實業に就かしめたり又英國に於ては再犯以上の放免者には特別の注意を以て各種の方法を實行せしめたり又佛の刑法四十四條は累犯者監視規則なるが屢改正して第三項に其犯人の求めに應じ犯人の己前の住所の地又は其他犯人の至らんと欲する各地に到る迄其通行すべき道路を定むる**救濟の路券を渡すべしと是保護の一班を知るに足る余輩が微頭微尾社會に訴へんと欲するは決して今日の警察が其職務を勉強せずと謂ふに非ずして個人個人の精神に免囚保護の必要を更に婆心を重ねて注意することを促すものなり尚縷返して謂わんに久しく獄中にあつて朝疲夕倦氣を奪われ魂を褫せられ但惕安からず沈抑洵々たるもの若し夫社會の友人が愛顧の情熱を以て虚心平氣に之を輔け殷勤の餘歡を以て係仰の情を深からしめ彼の歐米先哲の謂れし如く既往に屬する者は去つ

て復追ふべからず而して賢者は現在と在來に起る事物に思慮を費すなりと」の精神を起し累犯者を度外視せずして眷戀綢繆袷契を全ふして其生計を助くるあらば未だ必ず刑辭に觸れて獄中の生活を思わざるべし彼れも人なり是れも人なり必ず衣暖かにして食漸く足り居住相應の樂みあらば惡を去ること塵埃を去るものに似たるあらん善に還ること飢渴を救ふが如きものあらん善人は則親ら之を近け德行を身心に助け惡人は遠く之を避けて災殃を眉睫に杜さゞ己れ人に對して信義を守れば人も亦己に向ふて信義を盡すものにして誠心誠意にして人の世話をなさば其一言一行人の肺腑を貫きて感化せしむるものあらん讀者冀くは余の婆心を察し賜わんことを

寄書

○謹て先輩に訴ふ

大竹岩次郎

吾人の監獄界に於て改良の聲を聞くや久し矣、而して過去十數年の間、大に其面目を改め進歩の狀態を現出したるは、同人社會の一般に確認する處なり、吾人亦之を是認し、先輩各位の苦心經營を多謝するに吝ならざるべし。

雖然吾人の目睹する處、不幸にして監獄改良進歩と稱するは、唯其外觀にして敢て其内容に至りては、未た其改良の狀態を誇るに足るへきものを見す、又其進歩の成績を示すに値ひするを認めざるは、甚だ痛歎大息に堪へざるなり、吾人斯の如きを言を爲す、豈徒に奇を好み言を弄するものならんや、先輩諸士乞ふ、吾人の無禮を咎めず、處論を通讀するの勞を賜はゞ多幸之に過ぎず。

夫れ監獄事業の最終目的は再犯を防遏するに在りとは、諸同人の首肯する處にして、其目的を達せんが爲め、其手段として或は威壓勵行するあり、或は懷柔誘導するあり、或は教育に宗教に精神的感化を與へて之を矯治せんと努むるありて、各其信ずる手段を以て孜々として怠らず、日夜斯道の爲め盡瘁せらるゝ處寔に感謝する處なり、而も借問す、果して所期の目的を達するを得たりしや否在囚約六万人其過半は尚ほ再犯以上の者なるにあらずや、或一二の地方は大に再犯者の數を比較的に減少したるの計數を見るありと雖、眞個に再犯者の減少なりや疑なき能はず、何となれば裁判の進行を進捗せんが爲め、即決に付するもの其犯者前科を包藏するもの多數あるより推測すれば、直に再犯者を減少せりと樂天的に速斷するは早計に失せざるやの感あればなり、如此諸同人の孜々汲々として再犯防遏に盡瘁せられ、日も亦足らずと云ふの狀あるにも拘はらず、更に其目的を達する事を得ざるは、果して如何なる理由に基因する乎之れ吾人の深く研究して解決を得んと欲するの問題なりとす。

抑も監獄事業たるや、一の社會問題なり、隨て其關係する處廣汎にして社會の各方面に其聯絡を見る、故に只社會の一局部たる監獄の事務のみを以て、再犯所遇の大事業を遂行せんとするも、之れ不可能の事に屬す、文明今日の定說に依れば犯罪の發生は夫の「ロンブロゾー」氏一派の所說を除けば、他は總て社會の寄生蟲にして即ち社會組織の不備缺點に基因するものとなす、豈を以て監獄の最終目的を達せんとせば、須らく諸同人は社會の各方面に視線を注き、其狀態を研究して犯罪發生の原因を撲滅除去する事を努めざるべからず、然れども此問題は國家の一大問題にして、到底監獄諸同人のみの微力を以て其大成を期する事能はざるを慨とす。而らば吾人は吾人の微力爲す能はずとして之を放擲せん乎、吾人の從事する監獄事業は無意味に終り、社會に何等の貢獻する處なきに至らん、吾人敢信ず、我先輩諸同人は決して斯の如きの薄志弱行の者にあらざるを、然れども社會の一大問題たる、しかも各般の狀態を研究探討するは、微力の能くすべき處にあらざるを如何せん古人曰く、往きに行くは近よりすと、宜なる哉言や今や吾人は一大問題たる難事業に對し、此言の一層適切なるを感す、吾人は確信す、吾人と諸同人との微力、國家の一大事業たる社會問題に對し、其完成を期すべからずと雖、其一部の事業たる監獄事業、之に關聯する不良少年の感化、及び免囚の保護事業に對しては、尚ほ克く公務上又は其餘力を以て、研究し探討して其完成を期する事を得べきを、之れ社會問題を解決するが爲め、吾人と諸同人との國家に貢獻するの一大義務にして、即ち遠に行くは近きよりすの至言に適合するにあらざるなき乎。

說者あり、監獄事業は專ら再犯を防遏するに在り而して司獄官吏は刑罰執行の職務にして其他に更に權能なし、曷ぞ不良少年の感化、又は免囚の保護に其餘力を貸すの要あらんや、と然り司獄官吏の職たるや只行刑官たり、故に其職權としては他に及ぼす事能はず、之れ其職制上然らしむる處にして、吾人亦之を是認す、雖然吾人の國家社會に對し負ふ所の義務、即ち再犯防遏は單に刑罰執行のみを以て成達し得ると信ずるか、恐らく說者と雖、然り其目的を達し得ると大膽なる答辯を與ふるに躊躇する處なるべし、吾人の經驗する處によれば、在監人に對し紀律を厲行し敎誨を加へ悔悟の實効を奏したるものあるを認む、然れども此悔悟者果して再犯の行爲なしと確保する能はず、何となれば在監中は衣食に苦心する處なきを以て、幾分道義心を喚起し出獄後は良民となり正業に從事すべき決心を爲すと雖、釋放の曉、社會の同胞は刑餘者を視ること蛇蝎の如く、之を嫌忌し擯斥して更に之を顧みず、隨て出獄者は其職を得ること難く飢渴に迫り再び犯罪を爲すの已むを得ざるに出づるもの比々皆然るを見る、之れ即ち刑罰執行の一事を以て再犯防遏の目的を達することを得ざるの證左にあらずや、如此の狀態なるにも拘はらず、漫然只吾は行刑官なり、刑罰期間其在監者の自由を拘束して滿期釋放し、以て能事了れりとなすが如きの司獄官あらば、果して之れ國家に忠實なるものと稱するを得べき乎、果して之れ職務に熱必なる者と云ふを得べき乎。

如上の言論、少く奇激に涉るの感なきにあらずと雖、吾人の熱誠不知不識の間筆端益に至る、然れども說者尙ほ抗辯して、吾人の言議熱誠は之を諒とするも之れ所謂不能を他に强ふるの言なりと、夫れ或は然らん、司獄官ノ職權と爲す事能はざるの事業に努力せよと云ふ時は、之れ說者の言の如し、吾人は敢て職權を以て感化事業若くは保護事業に從事すべしと論ずるものにあらず、說者の言の如くせば、吾人の職權以外何事も爲すこと能はざる、極て狹隘なる天地に俯仰せざるべからざるに至る、これ要するに監獄は別天地なり、社會に隔絕したる場所なりとの語を誤解したるの說にあらざるなき乎、吾人は信ず、監獄は社會に隔絕したる別天地なりとは、即ち行刑密行の義を表明したるの語にして敢て社會と孤獨の事業なりと云ふにあらざるを果して然らば司獄官たるもの其職權上他の事業に從事すること能はずとするも、其餘力即ち個人の資格を以て、感化若くは保護事業に盡す何の妨ぐる處あらんや、加之ならず吾人は社會の一分子として、當然盡すべきの義務あるを信ず、

說者首肯するや否。

以上縷述する處により、監獄事業は社會問題の一にして吾人司獄官吏は國家に對する責任上若くは社會に對する一分子として、當然此社會問題を研究探討して以て一大問題の解決に貢獻する處なかるべからざるを切論したり、而らば吾人は此問題に對し如何に處すべきや、曰く此社會問題たる頗る廣汎にして、到底吾人の微力之が滿足なる解決を與ふること能はざるを以て、先づ吾人の職務上直接の關係ある、不良少年の感化及び免囚保護の二事業に努力するを、尤も機宜に適したるものなるを確信す。先輩諸同人亦此二事業完成の必要を知るや久し、故に免囚保護に就ては、各地幾分の設備者あるを見る、雖然之等多くは皆微々としては振はず、之れ其組織管理の不完全に基因するものとは、吾人の先輩諸同人より聞く處にして、深く遺憾を感ずる處なり、不良少年感化の如きに至ては、近年一二の懲治場を特設して、大に研究する處ありと雖、其收容する處、刑法上の懲治者のみに限られ、其他の不良少年に就ては、已に數年前

感化法の發布を見たるにも拘はらず、各地未だ其實行を見ず、之れ其必要なきに職由する乎、若し必要なしとせば、何ぞ感化法の制定發布を要せん、畢竟感化法の空文に屬し居るは、未だ地方の當局者、及び地方人士の其必要を知らざるか、若くは之か設備を等閑に付するの結果にあらざるやを疑ふ、此時に際し、吾人司獄官は拱手して他の爲すなきに委せんか、百年河清を待つと一般、永久善法良律ありと雖、空文に屬し其効果を見ること能はざるべし、故に其必要を知らざる者には之を說示し、其設備を等閑に付するものには之を督勵するの覺悟なかるべからず、換言すれば所謂輿論を喚起して、早く之か完成を期する事に努力せざるべからず、之れ吾人は吾諸同人と共に當然努力すべきの義務なりと確信する所以なり、而して吾諸同人の唱導する處、社會人士の傾聽を惹起せば不良少年の感化及び免囚保護事業の如き、其完成を見るに至るは易々たるのみ、　の計上する處によれば、此二事業に對する經費は、約四五十万圓の年額を要するに過ぎず、監獄費は年々約五百万圓を支出す、如此社會消極的事業に對し五百万圓を支出するは、總歲出約三億万圓に比すれば甚だ多からすと雖、文部省所管の積極的敎育費の約六百万圓に比すれば、其多少果して如何の感かある。

今や陸海軍人は外征に從事し、連戰連捷國威を發揚すること多大なり、吾人非軍人は內に在りて外征軍人後顧の處なからしむるは、豈當に其給養を厚ふするのみを以て其義務を了せりとせんや、必ず內政上改良進步の實を擧げ、一層國威を海外に輝すの覺悟なかるべからず、之れ國民の綽々たる餘裕を示すものにして、又軍國の光譽にあらずとせんや。

要するに、吾監獄事業は只行刑事務のみを以て、再犯防遏の目的を遂行すること能はず、必ず不良少年の感化及び免囚保護事業の完成を待て始て、克く其最終の目的を達するを得べき、社會問題の一部たる事業なるを信す、茲を以て今日司獄官の急務とする處は、他の二事業の完成を期するに在り、之を遂行するが爲には、須らく諸同人の唱導社會の輿論を喚起する事に努力せざるべからざるに在り、聊か所信を縷述して先輩諸同人の叱正を乞ふ。（完）

○雜感漫錄

小不倒翁

實用的人物　顯才機智頻繁劇忙の間に雄飛して快刀斷麻の腕を揮ふ是れ實用的人物、社會の敬を受くる眞價あるの人物なり。古人の糟粕を嘗め西域の風潮を云爲して該博令聞の自分免許これ閑人の日課なり、形勢日に進み月に遷る球塊混沌の圓內に光明を看取し能はずんば迂腐の徒を以て目せんのみ。霞鶩同窓の友今猶健在なりや其聲咳に接せざること久し相訣て星霜已に五たびす科學の進步は諸子の愉安を許さず筆硯晦澁するにあらずんば何爲ぞ百言百表活動の先驅とならざる

伏魔窟　綺羅を纏ひ紅粉を塗り店頭に客を爭ひ路傍に情を賣る、誰れか覩て以て苦界——貧婆

飽くなき梭奴の爪牙に惱める燕雀なるを知らん——これ悲慘の極、人道の戰士を要するところ十字街頭巖然として大厦高樓の雲表に聳ゆるあらば誰れか觀て以てベンキに節瘤を覆ひたる木材なるを知らんや是れ美觀を街ふ僞善の隱るゝもの、破邪顯正の明鏡と良心の呵責を要するところ、東都の街衢橋畔に嬰兒を破菰に包み地に跳きて哀を乞ふの鰥寡あるを見ん、過ぐる者」掬の淚を垂るゝは多し未だ以て彼等が人目を惹かんとする猾智に眩惑され自ら宗裏の仁を再演するの愚なるを洞觀する者は鮮し、心垢洗除——社會的制裁の必要なる所「コスメチック」と「ハイカラー」に腐腸枯骨の醜骸を隱すの徒陸屬跳梁するの秋氣骨稜々の士轗軻不遇を嘲つ亦敢なくんばあらず

●人間の測量　千客萬來鼻下の長短と懷中の厚薄を測量するものは——人間を測量する技師——藝妓と娼妓か將た茶屋の女將と掏兒か鷲舌を上下し有らゆる手練手管を弄して愛嬌を撒き天地紅塵して催眠術を施さんとす、彼等の希ふものは靈中滿々の黃金なるかな、夕に迎ふ者は手足癈痺し朝に送る者は財囊空渴饑餓に泣くの客唯夫れ腐腸爛骨の程度を測量する者は——人間を測量する技師——感化の責任者夫れ司獄の吏か屠弱を濟ふて囊底に喜捨す繕善懲惡日も猶足らず積善成りて餘慶なし前者の得る所は「ダイヤモンド」と米粟の粒々後者の得る所夫れ何物ぞ

●佛敎社會の狀態　近刊敎誨時報反射鏡の一文あり其一節に曰く吾人佛敎社會の狀態を見るの警聲を標榜とするもの、改革を絕叫するもの、殆んど私利と私憤を以て起因とせざるものなきもの〳〵如し故に一團は一團より猶皮肉に他の半面を損傷す、是皆天を仰て唾するの類、更に警聲改革の實を認めず、兄弟墻に鬩きて何の得る所かなからん云々と余亦久しく君と所見を同ふす面かも亂倫の萌芽は僧侶に起りしにあらざるか現時佛敎信徒の全般を觀るときは俗身の徒は比較的樸朴なり僧侶の腐敗よりは遙に生血の循環せるを信ず、僧侶の多くは墨染の衣錦の袈裟に諸惡を隱くし日夕蟬躁するものは一卷の經文、糊口の料はお逮夜參りと葬式の報酬のみ面かも渠等恬として愧つるを知らず甚しきは宗祖釋迦牟尼佛の敎旨に托して女色を漁る、敎義の衰退宗派の墮落豈偶然ならんや渠等の伴へる十歲前後の小坊主の珠數爪繰りて暗誦的經文を唸るを見て寧ろ噴飯に堪へざるなり某監敎誨堂に佛像を安置し佛前に「心垢洗除」の扁額を揭ぐるあり俚人語て曰く「心垢洗除」請ふ導者自始めよと嘘これ衆生の呟きか、基督の敎化に據つて東西に奔馳し敎義を實現する牧師と逐鹿するの勇なきか今の時に際し眠れる僧徒の面上に唾して蹶起し宗派改革の衝に當らんとするものは夫れ何人ぞ……予は信ず監獄の敎誨師……宗敎界の剛漢

●富豪の慈善事業　商業學校設立の爲めに幾十萬の資財を捐つる富豪あり圖書館創設の爲めに幾萬の財貨を散ずる富豪あるを知る、未だ飢渴に泣ける鰥寡孤獨の爲めに千金を擲つの富豪、職を失ひて困憊する者の爲めに職業學校を興して救濟するの富豪あるを知らず、商業學校、圖書館の設立は國家の發展に稗益すると勿からずと雖も、病むて嬉邊に呻めき饑へて路頭に橫わるあらば文物進化を標榜するを得べきか、事茲に至れば、貧富貧富の懸隔益々甚しきを加へ國家の制度は一進一退、圓滿なる發達を遂るの期なからんのみ、財を蓄ふるは難し財を散するは尙ほ蓄ふるより難し、米國の富豪カーネギーは最も公共に益する事業、方法を發見して財を散せんと苦慮して未だ得ず、これ財を散ずるの難きを證して餘りあるにあらずや、我國明治の昭代斯る富豪の輩出するあるなし又我國の富豪に要求するの過大なるを知る、慈善は自己の力と財に應じ能ふべき範疇に於てするを以て効果の著しきものあるなり而かも一時の感情的慈善を避け彼等の頭手に賴るにあらずんば麵麭を獲る能はざるを知らしむるにあり　富豪に希ふ所唯々これのみ所謂眞個の慈善なり、財は興業に要する資料殖產に要する媒介物として眞價を發揮すべし財の利用は人に存す頭手麻痺せば財寶山積するも飢渴を凌ぐ能はざるを奈何せん、世に隱

れたる慈善家少からず未だ失業者の爲めに職を與ふるの福音を聞かず、天下の富豪に望む豈他あらんや、少くも賢愚貧富の懸隔障碍を滅殺する一策なればなり

獻身的事業　監獄事業に從ふ者は斯業に名くるに獻身的事業を以てす然かも一たび斯界を去るや擧屢を棄つると一般復顧みるなし、獻身の實夫れ那邊にありや、食を獄事に獲る者は監獄を目して聖域と云ふ而かも他の問に對して「迷巡「身を監獄に委ぬ」と言下に答ふるを耻づる者あり、聖域とは已れ欲せざれば人に施さずの意か喃、沒暁漢自ら賤みて社會の同情なきを恨む痴呆度すべからず、去れよ弱行の輩。佛國の富豪小兒科の專門醫アンリー、ロスチヤイルド男は全然貧民の施療に盡し、玩具を與へて兒童の好伴侶「子供の先生」として得々たるもの何ぞ夫れ無邪氣にして其業に忠實なるや、佛の政府は其行を表彰するに「レジオンドノール」十字章を以てせるもの、豈餘榮ならずとせんや、又見よ佛國の現首相コムプス氏は曾て醫業を營めるの人を及ぼす少からずと書立つる新聞あるも日々出獄する放免囚に對して果して再び罪過を犯さゞらしむるに力を添ふることなし泰西諸國にては免囚保護會社ありて是等の關係を保つに怠らず獨り囚人のみならず社會を益することと甚大なり社會諸機關の事業は特り其機關に從へる個人を利するのみならず併せて社會の公益となるものなり故に政府は時々社會の利益のために强制的に之を行はしむることあり例之は旅館に唾壺を備へしむるの類是なりされども直接利害を受くる箇人は猶往々之が必要を感せず唾壺を設けある旅宿の門前には死鼠牛馬の糞尿散在することの少からず若し一般公衆の衞生感念あらば何ぞ此の如きことあらんや。元來社會のことは皆輪環的に我々を益するものなり囚人の保護をなせば直接利益なきが如きも大に惡人を減じて社會を益すべしこれ獨り監獄のみならず總ての事皆然り要は諸機關の關係を密接ならしむるにあり云々、他山の石以て吾玉を磨くに足らずとせんや移して以て社會に愬ふ

今尚首相の門前に醫業の看板を以て標示す鄕閭の人屢來て治を乞ふ、氏は斯等疾患を醫するを以て政治上の勝利を得るよりも愉快なりとせりと何ぞ其心事の高潔なるや、曾て聞く我監獄の醫家業務の時を割いて私利を圖る者ありと又聞く判官より刑事犯人の創傷檢案書の作成を命せられて却て鑑定人として召喚せられんことを迫れる者ありと果して眞乎　嗚呼何ぞ其業に殘酷にして其心事の陋劣なるや、彼を想ひ此を憶ふ胸裡の感慨轉た百出せずんばあらず

時勢　山口縣師範學校教諭仙波忠雄氏の時勢觀は勉る吾人の意を得たるものあり講演の一節に曰く現今我國にある所の各機關は果して理想的に親密に關係せるや否やを察するに或程度までは關係を保てるも猶組雜と言はざるべからず曾て聞きたる監獄の狀況につきて例せんに監獄にては頻りに囚人の感化に勉むるも感化を全くするは單に監獄のみにて爲し得るものにあらず然かも世人の之れに對するや冷淡にして同情を寄せず一人の罪囚逃走するを聞けば社會に害毒

緘默の世か　能く言ふ者は能く行はずこれ眞個の金言か刻下の獄界轉た寂寥を覺ゆるものは不言實行の蔗境に入るものか、某先師は戒しむるに言論の斯業に價値なきを以てせり後進の士催べからずとの訓言を守りて噤嘴するか、壇上に立ちて論議を縱橫するなし樹梢落漠の感なくんばあらず、願ふに球塊は回轉せり萬象は盛衰あり獄事獨り靜止せんや動中の觀察より生ずる疑團少らざるべし、疑團を氷解せずして事に從ふ危險これより甚しきはなし利害討究是れ事業進歩を促す所以なり、先師の戒しむる所のものは易言難行獄事に要するは實踐躬行を貴しとするにあり、唯我獨尊は身を過つの危險あるを誨ゆる所以なり、而かも狐疑躊々事業身に副はす終日懊惱して得るなきは愚の極なるを知らずや、嗚呼夫れ己れ自らを欺くに耐へざるか、愧心に鎖されて緘默するの外なきか獄界濟々の多士、新年の陣頭筆硯を更めて文壇に見へずや

○典獄の地位

廣陵　鯉城生

監獄事業は廣汎複雜にして諸種の學科に關係し之れを處理するには特種の技能を要するものあり凡俗の窺知するところにあらずとは監獄事業の何物たるを解する者の齊しく唱道するところ又司獄官就中典獄の地位は鞏固にして黨人の一瞥を容さずとは同人社會の宣言する處なりと雖ども、現時我國の監獄事業は凡俗の容認する能はざる程度に到達せるか、事業の難易は人物の高下を以て判知するは一般の趨勢にして人物の高下は宗教家若くは技術家を除くの外苟も天爵を以て自己の立脚地と爲さゞる者に在りては官等の上下報酬の多寡を以て評定するは今日の狀態なり、此點より推して今日の司獄官の地位を見るときは何如なる判定を得へきや、事業易くして該博の人物を要せざるか該博の人物を要せざるが故に末班の官等細少の報酬を以て待つ所以なりと論結せざるべからざるか更に此論結を進めて現下の司獄官に推及するときは現時の司獄官は總て淺薄なる人物なりと謂ふに歸せざるべからず、夫れ然り豈夫れ然らんや曾て聞く斯道の先覺クロー子爵は普國有爲の司法官を指導し監獄思想の注入を怠らずと又以て爵の熱心と抱負の高きと一般社會の監獄眼を想像するに足るものあり而して事實上博識の人物は斯業に蝟集し自ら其衝に當らんことを競へり、社會業に監獄思想に富めり躬其業に當る者は高尙有爲の鑑識あるにあらずんば非難百出一日も其要地に據るを得ざるなり、宜なる哉社會の之れに酬ゆる尊敬と好遇の厚きことや、是に於て乎監獄事業の專門的にして學識經驗豐富なるにあらずんば成功を期するの困難なるを知る、然とも我國現下の狀態は監獄事業の煩難なるが故に典獄の地位は內閣の動搖ありと雖も其地盤安固なりと樂觀するは妄斷の甚きものなるを疑はす、彼に在ては社會の優待と報酬の厚きは人物をして益々事業に貢獻せしむる所以にして我に在ては其冷遇と報酬の薄きは識見豐富の人士をして之れを厭ひ之れを避けしむるのみ、人物の如何を顧みずして事業を賤しむる社會の謬見に座するにあり換言せば求めずして地位不動なるなり、一言以て之れを掩へは彼れに在ては令聞博覽の人にあらざれば其責務を完ふするを得ず凡庸之を望むも得さるが故に其地位確固たるなり、我に在ては博識有爲の士は之れを望まざるが故に依然不動なるなり、勿論高尙なる理想を以て其地位名望の何如を問はす人道救護を以て獻身的に斯業に竭さんことを期する人物の輩出せんことは最終の希望なりといへとも如上の論旨に據り我監獄當局者は進んで事業の眞相を披瀝し社會との聯絡を密接ならしむると共に先づ一たびは黨人垂涎の地位たらんことを望まざるべからざるを悲しむものなり

○刑餘者の記事に就て

三州生

出獄者保護の必要は漸く社會に注視せらるゝ樣になり來て各地斯の方面に於ける事業の成立せるを見るに至たのは誠に喜ぶべき現象と信ずるのである何事に依らず創成は易く守成は難きもの故に斯道の爲に獻身的たらずと雖ども熱心なるべく盡瘁せらるゝ處の人多々ならんことを切望す而して斯の事業に當らるゝ諸君に向て一つ希望を述べたいのである

何れも右述べる如き事業には機關とても申す乎雜誌類の發刊せらるゝものがある其內に時々刑餘者を保護したる効果に就て成効的に失敗的に記事の揷まれるを見るに刑餘者其者の氏名住所と云ふものを明かにせらるゝのがある是は吾人少しく異議の申立をしたい成程其者をして斯道の爲に犧牲たらしめんには差支なきが如くあるも其樣なることは到底論ずる價値なきこと絕体に非認をする所である其處で吾人か非なりとする理由は如何に刑餘の者でも良心の存すると云ふ點に至ては何人も同じであらうと考へる只心理作用の不完全なるより良心は善と云ふ方面に活動せしむる能はずして惡なる不良心と化せしめるのである又感覺する精神も何人とも異なる所はあるまいと思ふ左すれば折角慈愛深き保護者の下に改悛せし者も自己が如斯者であると云ふことを社會に公表されては闇み

の秘事は明に持出さゞると同一で其者の身になつて見れば必ず善い心持はしない而已ならず心裡に善からぬ動機を與へると云ふ不結果は起しはしないかと思ふのである亦保護と云ふ方面から謂ふても過去現在に拘はらず人の非を書き立てると云ふことは即ち保護なる精神以外だらうと思ふ殊に保護を受くる者の氏名が紙上に表はして讀者の腦裡に印證せられると讀者社會の人は猜疑心を以て人を觀るものであるから容易に信用を置かぬことになる爾ふなると折角眞人間になりた者も糊口の途を得るに困難になるから或は自暴自棄に陷り犯罪を再びする結果を來すこともなきにしもあらずである故に吾人は要するに前陳の如き必要の場合には氏名は匿名にせられては如何であろう乎慈善協會から發行する「慈善主義」と云ふ雜誌は決して被保護者の氏名は公表せぬ唯何歳の男或は女としてある之は最も其當を得たるものであると思ふ改心は罪過を償ふことになるけれども一たび罪を犯した者は終生惡い者であると思惟する人の絕へぬ限りは其者の氏名を發表せぬが至當であると思ふ

○所觀所感

遠望生

監獄か國家致治の機關として設備せらるゝもの社會より不良の民を生ずるに由る監獄は是等不良の徒を社會より避けしむる爲收容する所にして單純なる消極的の者たるや否やは既に定論の存する所吾人聞く監獄は刑罰を執行し刑は刑なきに歸すことに適合せしむる所なりと眞に監獄は刑なき社會を造るてふ美果を收むるを得るや否吾人は吾人の聞く所果して斯道の理想たるやを疑ふと同時に其目的を達するに近接しつゝありや否や疑團凝結容易に氷解する能はざる者なり若し理想は一片の空想なりと云はゞ則ち止む苟も將來到達すべき確定的のものなりとせば豈夫れ容易の業ならんや吾人は信ず司獄の當局者は大に材能を待たざるべからず吾人の材能と稱するもの智德兼備の士なり夫れ智は學びて得べし才は勉て達すべし之れ易々たり而も身に修めざれば德備はらず宗教家にあれ教育家にあれ將吾監獄の士にあれ苟且にも人を過

する職に當る智德備はらずして成効を欲す木に椽りて魚を求むると擇ふ所なきなり有司の三省を請ふ

又聞く治獄の要は實踐躬行にありと宜なる哉實踐躬行決して單純なる意味にあらず監獄事業は趣味ある復雜なる事柄にして之に處するには大なる抱負と克己の活力を要す實踐躬行とは夫れ克己の謂に非ざる乎由來監獄事業は幾多の障碍に遭遇するも不撓不屈以て單純なる處躬に之を行ひ、身に之を行ひ以て人に及ぼすべし之に於て始て下を悅服せしむべし多衆を統率し得べし上は下を慈しみ下は上を敬ふ吾れ之を征露の役我將卒の間に見る同人社會須らく內に省みよ

自重すべし司獄の吏英雄を氣取り豪傑を衒ふ勿れ英雄は色を好み豪傑酒を好むと若し酒色に溺るゝを以て英雄豪傑なりとせば寧ろ英雄豪傑なからんことを望む風俗敗頽は亡國の基なれば也複雜なり事業に要する克己心を費耗せしむるものなれば也道を行ふは禮義にあり禮義三百威儀三千作法決して少しとせず全能は難しと雖も一通は心掛くるを



要す禮儀なければ禽獸と別なし禮は天理の節文人事の儀則眞に治道の大本なり規矩準繩に左右せらる囚は生存競爭に敗れたる弱卒なり戰鬪力を失へる同胞なり之を遇する禮節を失ふべからず治獄の吏舊時の牢屋番を以て自ら賤しみ可憐の罪囚に接するに檻中の猛獸に接するが如くんば事業の改良進步は百年淸河を待つと異ならずと知るべし

統計

○明治卅七年十一月末日現在全國在監人員表（△ハ減）

	三十七年十一月末日現在			同年十月末日現在		卅六年十一月末日現在		比較增減	
	男	女	合計	男	女	合計	男	前月ニ比シ	前年ニ比シ
囚人	五〇、〇三三	二、九一五	五二、九四八	五三、三七六	二、九一〇	五四、三五三	△四二八	△一、四〇五
刑事被告人	三、九〇〇	二一一	四、一一一	四三一	二一	三二〇	一一	二一二
懲治人	四〇三	三九	四四二	四、三一〇	三九	八、〇四七	△一八九	△三、九二六
別房留置人	六八	四	七二	六五	四	三二四	七	△二五二
乳兒	二八	四七	七五	六七	四七	一〇〇	八	△二五
總計	五四、四三二	三、二二六	五七、六五八	五八、二四九	三、二二六	六三、一四四	△五九一	△五、四八六
再揭（監獄）	五三、七一一	三、〇三五	五六、七四六	五七、三三七	三、〇三五	六一、九七六	△五九一	△五、二三〇
再揭（留置場）	七二一	一九一	九一二	九一二	一九一	一、一六八	――	△二五六

（備考）本表中外國人ノ事實ヲ擧クレハ左ノ如シ

囚人三四、內北米合衆國二、露西亞五、清二、韓六、刑事被告人四、內英吉利一、獨逸一、清二（以上男）

○明治卅七年十一月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄別	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	九五六	―	―	―	―	九五六
東京	五八七	七	五九二	二	四	一、一九三
市谷	一、二四一	―	―	九	―	一、二五一
鴨巢	二、〇一〇	―	―	―	―	二、〇一〇
橫濱	一、四二四	一六	六六	五	三	一、五一四
浦和	八二五	一四六	三六	四一	二	一、〇〇九
前橋	一、二九二	一	五九	―	―	一、三五二
千葉	八九六	四	三三	四	九三七	
水戶	一、〇四九	六	五七	二	一、一一四	
宇都宮	八三四	一〇	九六	―	九四二	
長野	一、三九七	一	一三七	―	一、五三五	
甲府	四九五	七	二七	―	五三一	
安津	八二四	一	二七	―	八五四	
濱古屋	二、〇二六	三五	一一九	―	二、一八四	
岡所	八四三	一	五〇	―	八九五	
靜井	七一三	二	四四	―	七六一	
名阜	六九五	四	三五	二	七三四	
三重	三〇八	八	三四	―	三五一	
金澤	四九六	七	九	―	五一二	
富山	三六〇	二	一七	―	三八一	
新潟	九二五	六	三五	―	九六七	
宮城	一、〇三一	六	一五六	三	一、一九七	
福島	一、〇六六	二	八九	―	一、一五八	
盛岡	四二〇	一	四一	―	四六三	
青森	四一六	二	五四	―	四七一	
山形	七六六	―	七四	―	八五四	

總計	札幌	函館	十勝	網走	釧路	稚内	沖繩
五二、九四八	八一四	五八六	八四八	九二三	九三五八	一、四四〇	二六二
四四二	一一	二					
四、一二一	二一五	一〇七					
一一	九	一〇					二
七五	二	一					二
二、九四一	一一	一					二
二、〇六四	一、〇〇九	一、一七六	八九三	九二三	八四八	一、三四六	二八九
六六二	四四一	八七〇					
一、五三四	九八八	七〇六	八四五	七八四	一、七二一	一、七五八	一、四四四
三、〇四四	六、七二三	一、〇七〇	一、一七六	八九三	一、七二一	一、七五八	一、四四四
六六七	六七五	一、〇七〇	七八〇	七五八	七七七	七七七	一、四四四
七三八	二、〇六四	一、〇七〇	三一〇	七七七	七七七	七七七	一、四四四
一、九七三	一、〇七〇	一、〇七〇	七八〇	七五八	七七七	七七七	一、四四四
一、〇七〇

○明治卅七年十一月末日現在全國囚人罪名別表（△ハ減）

	三十七年十一月末日現在			同年十月末日現在	比較増減		三十七年十月	前月比較
	男	女	合計	末日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ	中ノ新受刑者	増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	五〇二	一	五〇三	三一一	△一九	△七五	四八	△一七
附加刑ノ執行ヲ逋ル	八五	六	九一	二六〇	△三五	△一九	三六	△一六
貨幣偽造	七四五	七	七五二	七五一	△一六	△八一	二九	△一三
官印官文書偽造	一、五四四	八	一、五五二	一、三五〇	△一九八	△一四三	二七	△一〇
私印私書偽造	一、八六四	三七	一、九〇一	一、六八七	△二〇三	△一六〇	一三	△七
偽證	五二	四	五六	一五五	△一〇	△一三	四	△一
賭博	一、六八九	五六	一、七四五	一、七五〇	△一〇五	△一七	一六	△一
謀殺	一、五六九	一八	一、五七七	一、七三二	△一五五	△一七九	一八	△一
故殺	一、一〇〇	四六七	一、一五六七	一、二五〇	△一八三	△一三六	一五	△一
毀棄損壞	一、八四〇	五六	一、八九六	一、九三五	△三九	△一六六	一四	△一
打創傷	二	三八	五九	五八	一	△一	一	△一
墮胎	二	三	五	五	一	△一	一	△一
猥褻姦淫重婚	二五二	四〇	二九二	三〇七	△一五	△一二	一四	△一
誣告及誹毀	七三	三	七六	八七	△一	△一	一	△一
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二四、五四四	九九一	二五、七三五	二五、三二二	△七二五	△一〇〇一	一四九	△一四
強盜	四、一一〇	三〇	四、一四〇	四、一三五	△一三	△一〇一	四九	△一
詐欺取財及受寄財物ニ關スル	四、八二五	六四	四、八八九	四、八九九	△一〇	△一三五	五〇	△一
贓物ニ關スル	二、四四二	八八	二、四五〇	二、四四二	△八	△一四	一三	△一
放火	一、九三〇	八八	一、九三八	一、八八一	△五七	△一四	一三	△一
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害ス	九〇	一	九一	九一	△一	△一	一	△一
違警罪並ニ廳府縣命令違犯	七四六	三七	七八三	九七三	△一三〇	△一三	一三	△一
以上列記外ノ罪	一、八二二	一三	一、八三五	一、八三七	△一〇二	△一二	一六	△一
總計	五〇、〇三三	二、九一五	五二、九四八	五二、三七六	△四二八	△一、四〇五	四二八	△一、四〇九

	重禁錮			輕禁錮			拘留		
	一年未滿	六月未滿	一月未滿	三年以上	一年未滿	六月未滿	一月未滿	計	
初犯	六、九八九	七、六二〇	二四三	四	四四	一八八	一四八	五三四	七四六
再犯以上	二九三	五二二七	二一二	三七、一二二八	一五〇	一	三	一	一、八三三
計	七、二八二	八、一四七	二六五	三八、七五二	一五〇	一九九	一五一	五四八	九七三
初犯	七、四九六	八、三九七	三〇〇	三九、一三七	一五四	一九七	六〇〇	一、〇〇五	一一
再犯以上	二一四	一〇、一九九	五七一	三九、〇三六	九三	三二九	八六六	一、一〇六	二二
計	七、〇二二	八、一九六	三〇六	三九、一三七	九三	三二九	八六六	一、一〇六	二二
初犯	二一四	二五〇	三五	三八五	四	九	四六	五二二	一三三
再犯以上	二六〇	二、〇五二	三〇六	二八四	三	一三〇	七一五	八三四	一〇
計	二六〇	二、〇五二	三〇六	二八四	三	一三〇	七一五	八三四	一三三
初犯	二、二八二	二、七一〇	一、一〇一	一、一〇一	一	一	一	一	一
再犯以上	二、九一五	三、一四七	一、一〇一	一、一〇一	一	一	一	一	一
計	五、二〇八	五、八五七	二、二〇二	二、二〇二	一	一	一	一	一

○明治三十七年十一月上訴人員表（△ハ減）

	新上訴人員							比較増減	月末現在上訴人員		比較増減	
	區裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ	控訴院ノ判決ニ對シ	上告破棄ノ上移サレシ者	計	十月九日	十月二日	九月二日	十一月十日	十月九日	十月二日比シ	九月二日比シ
東京扣訴院内	六	一四六	二六	三	一八一	二七二	二七	△九一	五四	二四九	二一三	七
大阪扣訴院内	一八	一六八	二四	—	二一〇	二三〇	一四九	△二〇	六一	二七九	三一九	△四〇
長崎扣訴院内	五	一五六	一三	—	一七四	一八四	一四五	△一〇	二九	二二〇	二一八	二〇〇
名古屋扣訴院管内	一	二四	八	四	三七	四四	四八	△七	△一一	四二	五七	六六
宮城扣訴院管内	四	四二	一二	—	五八	八六	七六	△二八	△一八	七二	一〇五	△一〇
廣島扣訴院管内	一	四二	一四	—	五七	九一	六四	△三四	△七	四〇	五七	四二
函館扣訴院管内	一	四一	八	—	五〇	五一	五五	△一	五	六八	六四	八〇
合計	三六	六一九	一〇五	七	七六七	九五八	六六四	△二九一	一〇三	九七〇	一、〇六二	一、〇三二

	新上訴人員							比較増減	月末現在上訴人員		比較増減	
	區裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ	控訴院ノ判決ニ對シ	上告破棄ノ上移サレシ者	計	十月九日	十月二日	九月二日	十一月十日	十月九日	十月二日比シ	九月二日比シ
東京扣訴院内	六	一四六	二六	三	一八一	二七二	二七	△九一	五四	二四九	二一三	七
大阪扣訴院内	一八	一六八	二四	—	二一〇	二三〇	一四九	△二〇	六一	二七九	三一九	△四〇
長崎扣訴院内	五	一五六	一三	—	一七四	一八四	一四五	△一〇	二九	二二〇	二一八	二〇〇
名古屋扣訴院管内	一	二四	八	四	三七	四四	四八	△七	△一一	四二	五七	六六
宮城扣訴院管内	四	四二	一二	—	五八	八六	七六	△二八	△一八	七二	一〇五	△一〇
廣島扣訴院管内	一	四二	一四	—	五七	九一	六四	△三四	△七	四〇	五七	四二
函館扣訴院管内	一	四一	八	—	五〇	五一	五五	△一	五	六八	六四	八〇
合計	三六	六一九	一〇五	七	七六七	九五八	六六四	△二九一	一〇三	九七〇	一、〇六二	一、〇三二

	新上訴人員							比較増減	月末現在上訴人員		比較増減	
	區裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ	控訴院ノ判決ニ對シ	上告破棄ノ上移サレシ者	計	十月九日	十月二日	九月二日	十一月十日	十月九日	十月二日比シ	九月二日比シ
東京扣訴院内	六	一四六	二六	三	一八一	二七二	二七	△九一	五四	二四九	二一三	七
大阪扣訴院内	一八	一六八	二四	—	二一〇	二三〇	一四九	△二〇	六一	二七九	三一九	△四〇
長崎扣訴院内	五	一五六	一三	—	一七四	一八四	一四五	△一〇	二九	二二〇	二一八	二〇〇
名古屋扣訴院管内	一	二四	八	四	三七	四四	四八	△七	△一一	四二	五七	六六
宮城扣訴院管内	四	四二	一二	—	五八	八六	七六	△二八	△一八	七二	一〇五	△一〇
廣島扣訴院管内	一	四二	一四	—	五七	九一	六四	△三四	△七	四〇	五七	四二
函館扣訴院管内	一	四一	八	—	五〇	五一	五五	△一	五	六八	六四	八〇
合計	三六	六一九	一〇五	七	七六七	九五八	六六四	△二九一	一〇三	九七〇	一、〇六二	一、〇三二

出獄人保護育兒及感化事業

○東京出獄人保護事業第八年報

主管　原胤昭

本事業は去明治三十年一月十一日英照皇太后陛下奉り謹て其成蹟を公にし可憐同胞に布及したる御惠澤の一斑を世に報し併て本事業賛助諸君に敬告す唯其主管處理宜きを得ず殊に婦人保護に就ては成蹟甚だ不良にして大方の芳情を空しからしめたるは慚愧に堪へざる次第なり

◎收容出獄人　總員六百五十三人

男六百十三人　女四十人

罪名　強窃盗　五二八　殺傷　四四　放火　三四
貨幣僞造　四　賭博　八　賣淫　三五

犯數　初犯　二〇三　再犯　一六三　三犯以上　一六〇　五犯以上　五〇　十犯以上　六四
數十犯　一二（女）　百犯以上　一（女）

◎保護成蹟

一保護中のもの　三八（男）　九（女）　四七（計）
二府下居住の自活者　一五三　七　一六〇
三地方居住の自活者　一七七　六　一八三
四死亡したる者　五五　—　五五
五轉住後所在不明の者　一〇三　五　一〇八
六保護所より逃亡の者　三四　七　四一
七保護所を離れたる後　御崩御の際行はせられたる大赦令により一時に釋放せられ都下に散亂したる便る邊無き可憐出獄人を救拯するため保護所を設置し爰に滿八ヶ年に達す又客年七月より更に婦人部を置き四十名の婦人を收容し男女總計六百五十三人を保護したるを以て本日　英照皇太后陛下第八周年御祭日を紀念し再犯の者　五三　六　五九
計　六一三　四〇　六五三
但五六七の三項を不良成蹟と見れば全數の十分の七は良にして十分の三は不良なり

◎結婚者及其子女　自活者三百四十三人の内
結婚者　二百三十五人
其の子女　百二十一人

◎施療　神保院　鈴木篤三郎君（北神保町）外科手術
院川上昌保君（佐久間町）眼科　明々堂須田卓爾君（小石川區春日町）齒科　佐藤丈次郎君（飯田町三丁目）は厚き同情を以て數十人の被保護人を施療せられたり爰に鳴謝す

◎保護所移轉　當事業本部は客年神田區元柳原町官有地に改築移轉し本部には婦人出獄人を收容し男子は同區和泉町に假所を置き收容す男子被保護人は多く雇主の手許に寄宿なさしめあり

◎改築工事　工作甚だ不完全なれども該工事は年來當事業に保護したる出獄人にて目下正業に就き東京に居住する大工左官各職工の手によりて營繕するを得たり全体の工業監督は本事業創立

よりの同情者米國建築技師伊藤爲吉君其勞を取られ此の紀念建物を竣功したるは深く同君の清勞を鳴謝する處なり

海外通信

○小河氏宛の書柬

過般當市の「シューヴエナイル、アサイラム」院長ドクトル、チヤーレス、ブルース氏を私宅に訪問し右感化院の一覽を請ひ候處氏は既に兩三年前退職したる趣にて現今の院長は「ジョン、クライン」と謂ふ人に有之特に小生の爲めに親切なる紹介狀を贈り呉れられ候其節氏の言に曰く自分の在職中日本監獄事業に從事の一紳士小河氏巡見せられたることあり今尙該事業に從事するや否やを問はれ小生も亦答ふるに相當の言辭を呈し置候今日氏は單に醫業に從事するのみなりと謂はれ候

四五日前當市を距る約七十哩許のハドソン河畔（シングシング監獄より尙三四十哩北方に在り）の州立癲癇病院を一覽致候「マッテヤワン、クリミナル、インセーシホスピタル」と申し其結構設備の完全なる誠に一驚を喫し申候當病院の院長はアルリソン氏にして斯界の巨擘に御座候現今男女八百有餘人を拘束し百二十五エーカーノ附屬地ありて主として農業に從事致させ候其他靴工裁縫工抔もありて工業に從事せしめ或は遊戲運動せしむる等のものも尠なからず此の設備は小生の意外に感じたる所にして院長の懇切なる說明に依り大なる利益を得申候

當市『ランダル』島に在る州立感化院も亦一見の價値あるものにて工業教育の爛んなる斯くてこそ眞に工業學校（インダストリヤル、スクール）と相並んで犯罪豫防の方法を講じ得べき事と被存候

過般バーロー氏に面し氏の主管に係る紐育市監獄協會を一見致候處該書籍舘中には流石氏の事とて米國各州に關する報告等を始め世界各國に於ける監獄書は一々アルハベット順に羅列し日本の部に於ては尊兄御著述の監獄學を發見致申候氏の言に日本の監獄事情は研究するの材料乏しく該有益の著述あるも日本文字に通せざるが爲め遺憾少なからず候

改惡、不規律に流れたらんには眞の米國流監獄こそ益々威を揮ひ所謂分房監の名折とも爲るに至るべし惜ひかな典獄其人を得ず、魯を討つの武器日兵の手に落ちずして支那兵之を用ゆるの感あり、クエーカー宗たるもの今日に於て覺醒せすんばウヰリヤム、ペンの盛名を損ふに至らん、四年前に死去せるカシデー氏は流石良典獄たるもの〳〵如く此分房監は同氏に依て僅に支持せられたるものに似たりカシデーの亡きを憾む

郊外の「ブロンクス」公園に散策相試み候處秋氣清ふして自ら身神の轄如たるを覺へ申候回憶すれば飛鳥山にて遠友の相集ひ競伎を試み空腹を忍んで三河屋に身を投じたる時も今日此頃なりき今は早や何れを見渡すも碧眼金髮の秋風に漂ひつゝ「アメリカ」氣質、丸出しに快活に談笑して逍遙するもの〳〵みに有之打語らふ友もなく旅情大に寂寥を感し申候

遼陽も最早日軍の手に入り「ムクデン」も遠からずして我手に入るべく連戰連捷の名聲は確かに國威を一段高め申候御同慶之至に奉存候先は右乞草々

頓首

紐育市にて

印　南　生

小河先師榻下

○有馬氏宛の書柬

（前略）八月二日無事當地着一個月間計りは一切萬事異樣の感に打たれ空々に日月を經過し當市に於ける感化院監獄等の調査も漸く結了仕り本月上旬「ヒラデルヒヤ」に參り東部監獄を初めとし一通りの調査を致し居り候處每年例會として開會致居候典獄會議聖路易の附近イリノイス州タヂンシー町に於て開催の旨報に接し匆惶行李を收め一先つ當市に戻り更に出發之準備中に御座候御承知の通り當地監獄は日本的の監獄眼光を以てすれば一種異樣に感せられまた不規律千万の譏りあるは免れざる次第に候へ共更に深く社會百般の組織事情等に就て考究すれば强ち無理ならざる次第をも發見致したる義に御座候社會の制度既に自治を許し國民また威壓を甘んせざる當國に於ては監獄制御の術も自ら自治たらざるを得ず米國の獨立を宣言し其國民たるの品性を修養したる一般の氣風は到る處に於て行はれ毫も行政上の干渉を容るさず從て監獄囚の法も亦此氣風を受け唯彼等の身体自由を拘束するの一點に於て既に刑罰執行の實を擧げたるものと爲し感化改善の方法に至つてはあらゆる力を費して毫も頓着なきは又是れ一種の方法として考察すべき價値あるものと存じ候固より監獄構造の華美に過ぎ浮誇に流れたる傾きあるは厳ふべからざるの事實なりと雖ども兎に角舊時の監獄たる面目を一新して教育的監獄を組織せんとの傾嚮は到る所に行はれ軍隊的監獄たらしめずして自治的監獄たらしめんとの熱心は激賞するに餘りあるべしと思考致候其の監獄事務の簡便にして僅に一二人の書記にて總てを掌理し差支なきが如きは將來最も注意すべき點に有之徒らに形式に流れ煩擾なる事務を增さんとするは俗吏の傾嚮に有之候此點抔に就ても更に老兄の御一考を希ひたく存候

感化院の設備到る所盛んに行はれ羨望の至りに不堪、執行猶豫の制是非とも之を變形したる上我邦にも實行致したく存居候

小生は右監獄會議結了の上更にエルマイラに參り約一個月以上滯在の決心に御座候其後は三たび當地に立戻り候に付御用も有之候はゞ無御遠慮被仰付度先は右御禮を兼ね御無沙汰見舞迄如此に御座候倘委細は更にエルマイラより御報可申上候乍末諸訪君に宜敷御致聲願度候早々敬具

紐育市

印　南　生

有馬老臺侍史

小生宛は左記にて宜敷候間書加へ置申候

330 East 57th st New york. U. S. A.

留岡學兄に御出會の節は宜敷願上候何れ其內エルマイラより御一報致さんとて無性構へ居候何卒老兄より宜しく御執成被下度候疎懶之段多罪々々

雜　錄

○白耳義の監獄制度

耕道生投稿

本邦監獄の制度は曩に地方廳の管轄を脫して中央政府の管轄に歸せしより獄舍の構造、作業の種類囚徒の處遇、吏員の配置、事務の整理上に至るまで總て統一的の針路に向ひ現下日露の交戰酣にして內外の政務極めて多艱なるに拘はらず著しく改善の進步を妨げざるは當局の施設經營其宜しきを得たるの結果ならむ近來我監獄協會雜誌の如き記事論說着實精確にして益々其光彩を放ち斯界の針路に有益なる探海燈を與へつゝあるは吾人の常に信じて疑はざる所なり殊に久しく斯界に在つて經驗識力を有し妙案卓說崚新奇拔の筆鋒活躍として紙面に橫溢するの上に於て數十年の昔時に遡りたる泰西の古書を繙き陳腐の制度を拔萃するは頗る讀者の嘲笑を免れざるに似たりと雖ども其長短取捨當を失はざれば亦以て一顧の價値なきにあらず

故に余輩は今ま白耳義監獄の制度に就き其梗概を譯出し以て本誌の餘白を汚す所あらむとす請ふ讀者諸彦此意を諒し給はむことを

第一節　身体上の衞生

一　獄舍の構造

分房は監獄の要部にして寢臺、食卓、工場を各房に備へ圍集したる囚徒を別異し一人毎に晝夜二十四時間の中二十二時間其房内に起臥し日常生活上の動作を爲す處とす故に分房の構造は專ら囚人の健康と利便とに注意し其清潔を維持するに適當なる條件を具備するを要す

毋監及附屬建物の位置は分房囚の健康に著しき影響を及すものなれば翼房の數は可成之を少なくし其兩端の位置を適當ならしむるには南東及北西の兩端を短縮し嚴冬に際し寒風を避くるの用意なかるべからず病監、酒保、炊事場、浴場は分房の周圍に位置せしめ就中浴場は惡臭又は不潔の汚水を放注し多くは洗濯物を取扱ふべき場處なるを以て極めて毋監の北端に位せしむるを適當とす加旃分房の外部に在ては廣濶なる面積の上に十分なる光線の照射を承け内部に在ては室内運動場の空氣を腐敗せしめざるが爲め猶ほ光線を引き入るべき構造ならざるべからず

大監獄の面積は凡そ七十メートル平方を有し小監獄は百メートル乃至九十メートル平方を有するを通例とす

各分房内に光線を引入れざるときは寒冷又は濕氣に因りて在囚の健康を害し肺勞及肺結核症等の發生を惹起すの恐あり故に房内は常に明快にして陰鬱ならざるよう注意し窓戸の幅は一メートル十サンチームとし高さは七十サンチームとし窓下の傾斜は房内の下底より廣く其距離を取り出入口は窓戸に相對したる監房の前面に其戸扉を設け毎日二時間空房となりたる時其房内の掃除と空氣の交換を爲すに便ならしむるを旨とし窓扉も亦之を定着せしめず開閉を自在ならしむるを要す

房内は囚人の空氣を吸收するに充分なる容量、勞役に服し運動を自由にするの距離を有するの必要あるを以て房内の長さは四メートルとし幅は五十サンチームとし高さは三メートルとし其總体の容量を三メートル立方とし之を囚人一人の容積に充つるものとす此容積を有せざるときは房内の作業に差閊を生ずることあり通例入口を附する監房前面の半部は之を寢所若くは坐席に充て臥具其他日用上の什器を整置し後面の半部は暖爐の据付ある部分を除くの外總て之を作業場に充て道具及腰掛ケ椅子等を備へ置く場所とす

壁色は房内に在て始終諦視するものなれば囚人の視力を害するの恐あるを以て其塗色を撰ばざるべからず大抵壁面は淡黄色を以てし其塗目の畫線は濃厚なる赤色又は青色を以てし壁面は其下底より十五乃至二十サンチメートルの平面帶は瓦斯の煤兒を混和したるペンキ油を以て之を塗り天井は白色を以て塗るべきものとす

房内の舖石は陶器製を以てするときは其洗滌に多量の水を要し且其乾燥に便ならざるあり加之時としては粉抹を飛散し咽喉又は眼目を害するが故に之を用ゐるは宜しからず但だ凝結したるシッカチーフ（乾燥劑）若くは鐵鉛丹を以て其上面を畫くときは其害を防止することを得べし煉石灰、藥汵煉化石、堅硬煉化石等の舖石は衞生上よりは寧ろ經濟上の利便より此類の舖石を用ゆるもの尠からず

病監は通常の監房に比すれば廣濶なる容積を要するを以て少なくも四十メートルの容量なかるべからず處罰監は暗擾敎唆等の不紀律なる行動を爲すが如き囚人を一時屏禁する處なれば狹隘なる容量に限るものとす就中該監は囚人の不紀律なる行動を鎭靜する爲めに其監内を闇黑ならしむるを得るも之を酷烈なる焦熱に變せしむるを許さず又該室は地下を鑿つて之を築造すべきものにあらず智識經驗に富みたる典獄は健康に適したる監房の囚徒に對し不健康なる北端の監房を指示し汝の悔悟改悛の情十分ならざれば他日或は此房内に轉禁せらるゝなきを保せず故に能く監房を記憶し置くべと分房監獄中最下層の監房は上層の監房に比すれば濕氣最も强く身体の健康に適せず北面に位する監房は南面に位する監房に比すれば寒氣頗る烈しく中央に位する監房は（他の監房に比すれば少なくとも）南北兩端の監房に比すれば較々暗昧なるが如きも新鮮なる空氣の流通するあり故に初犯の

既決囚幼年囚にして就中田舍漢又は室內運動場の端口に位する上層の監房に在て長期の拘禁囚は可成之を中央に位する監房に拘禁するものとし癘癘症又は肺結核の發生を豫防せられ居る者短身にして虛弱なる者等の如きは南面に位する監房の一部に收容するを適當なりとす

二　空氣交換

獄舍の建築上に於て空氣の交換に適當なる設備を爲すは頗る重要のことたり凡そ衆人の集合する劇場、寄席、學校其他の集會所等の如き屋舍に對する空氣の交換は一時間一人に付き十メートル立方の新鮮なる空氣を供給せざるべからず況んや同一の室內に食卓、寢臺、工場等を混用せる監房の如きは其裝飾完備し起坐進退共に自由なる劇場寄席の類と同一視すべきものにあらず若し劇場寄席等の如き場所に於ても一時間に四メートル立方の空氣を腐敗せしむるものとせば監房の如き其房內に蒐集したる工作物の原料又は便所に因て臭氣を發するが如き腐敗力の多き場所に在ては一人に付一時間に十メートル立法の割合即ち二十四時間に九千リツトル（一リツトルは一立方米の千分の一即ち一、〇〇〇立方糎）の新鮮なる空氣を房內に送入するも未だ以て身體の健康を保つに足らざるべし其腐敗力の迅速なるよりするときは一時間十五メートル立方の送入を要すべし肺の呼吸力は一呼吸に一リツトルの二分の一を吸入するも或は一分間十三回乃至十五回十八回乃至二十回の呼吸を爲すと云へり何れの監房に在ても空氣の定量は一時間三十メートル立方を交換するときは恐らくは十分なるべしマリーヌ監獄の實驗に依れば此定量を以て健康を保護するに十分なる好果を得たりと云ふ

通氣管は二十一サンチメートル（一サンチメートルは一メートルの百分の一）の直經管にして一秒時間二十五サンチメートルの吸入力を有す此交換器は其吸入の時に當り房內の囚人に毫も不快を感せしむることなく滿足なる効用を現はせり通氣管の乳口に空氣の迅速なる吸入を止むるに適當なる機械の發明なきより物料を以て房內を燻蒸し煙烟の充滿を待つて空氣を房外に驅逐するの方法を取れり完全なる通氣管の設けあるときは十五分間弱房內を煙烟するときは管中より逆出して全く腐敗の空氣を排泄し去るものとす

凡そ空氣の腐敗を感ずるは鼻孔より敏なるはなし徹しく健康を害すべき惡臭も亦直ちに之を兆知するを以て其腐敗の度を確むるは鼻管に若くはなし空氣の腐敗は高層の監房と下層の監房とに因り自ら其間に差異あるべしと雖も既に一般の定量を示したれば再たび之を示すに及ばざるべし然れども茲に注意すべきは分房より突出する通氣管と地平線上の通氣管にして此兩管は囚人相互の間に事情を密報するの機關と爲り動もすれば事變を惹起すの恐あるを以て輙すく之れが掃除を爲さしむる能はず昇騰管（空氣を吸上する通氣管）も亦然り或は其巨管中に陷りたる物件を隱蔽して之を破監の用に供し或は之を閉塞し或は之を汚損して其通氣を妨害するに至ることあり如此弊害あるが故に昇騰管は降下管と同じく高く地上を拔きて建設せらるゝを好しとす否らざれば獨り通謀其他の弊害を防ぐ能はざるのみならず地上に排出したる腐敗の空氣をして他囚の身體を傷害するの虞あればなり吸口を有する地平線上の通氣管は其烟突形の吸口より近接の室內運動場に腐敗の空氣を傳播し囚人の需要に充てたる飲料水を腐敗せしむるを以て其管中を閉塞せざるよう注意せざるべからず分房より突出したる通氣管にして地平線上の運動場に接近するもの掃除は一箇年二回とし絢又は球（ボール）を以て掃除す此管は運動場の位置適當の距離を保つにあらざれば腐敗したる空氣の侵害を受くる故に可成隔絕せしむるを要す降下管も亦蛛網又は塵埃の閉塞を防ぎ適宜其掃除を爲さゞるときは數年の後に至り全く閉塞し空氣交換の良器は遂に無用の長物たるに至らん故に何れの場所に限らず通氣管の掃除は常に之を淸潔にすべし每日囚徒の出監時限（午前の一時間午後の一時間）に在ては廣く監前の戶扉及窓扉は之を開放し又は翼房の一端に位する窓に設けたる通氣管の烟突に依て囚人の身體又は房內作業の爲めに蒐集したる原料より生ずる不潔の蒸發氣を房外へ排出すべし房內の空氣を絕へず交換し其流通を適度ならしむるにあらざれば以て其淸潔を維持することを得ざるべし長方形の運動場に臨みたる各監房は互に空氣の流通去來せるが故に在囚の吐出

に因て腐敗したる空氣を彼此混淆し遂に恐るべき惡果を生ずるものとす要するに以上の方法にして毫も間然する所なくんば全監の空氣は常に清々として爽快の氣自ら充滿し窒息に因て起るべき種々の病害を除去するを得べし

三　溫度

溫度の高低其度を得ざれば人身の健康を害するものなり通常溫度は十三度乃至十四度（サンチグラッド即チ百度ニ對スル二）を適當なりとす最下層の監房内に掛けたる驗溫器は朝は八時晩は五時の溫度を檢し其度合を定むべし若し溫度一定の度に達せざるときは囚徒の身體を傷害するに至るべきを以て特に之に注意すべし寒氣烈しきときは凍餓に陷り精神上に異常を及し醫師の經驗に依れば時としては癘瘟の原因と爲ることありと云へり室外に掛けたる驗溫器は空氣の流通自在なるが故に房内に比すれば其時刻に先ちて高度に昇るものとすされば室外に於て一定の時刻に房内の驗溫器と比較すべき驗溫器を掛け置き房内の溫度を一定し囚人の就寢と同時に幾度の低下を示すや否やをも驗すべし此標準器の裝置あるときは内外の溫度を對比し房内寒暖の度を誤らざることを得べし每朝蒸汽鑵の燃火は其時刻を遲くるゝときは囚徒は晝間は寒苦に堪へず夕刻は過度の溫度に熱せられ反つて其健康を害するが故に燃火は通常の溫度か大陽の昇るに隨て高まるが如く其火力を加減し早朝は旺んに燃火し午後に至ては徐々に其火力を弱むべし然るときは房内の瓦斯燈に點火する時には次第に溫度低下し囚徒の就寢する時には適當なる程度に至るべし

テルモシーフォンは溫度を昇降せしむるに適當なる熱汽鑵にして此熱汽鑵は水の運動力に因て急に溫素を蒸發し各監とも幾んと同時に其溫度を昇降せしむる所の比類なき良汽鑵なり此汽鑵は猶ほ盛夏に於て空氣を冷却ならしむるの必要あるときは之を利用し得るの便あり此汽鑵を緩むるには石炭のコークを用ゆるを好しとすコークは他の燃料に比し烈しき火力を起さしむるを以て迅速に釜中の水を沸騰せしむるの力を有し木炭の如く汽鑵に通する小管を汚損し沮塞するの處なく經濟上に於ても大に其燃料費を低廉ならしむることを得べし

分房に於て暖爐の溫熱を用ゆるは每年十一月十五日より翌年三月十五日まで百二十日乃至百三十日間とす暖爐の燃料に要するコークの消費高は一日一房に付き平均四サンチーム（一サンチームは一フランの百分の一）の代價を有するもの二キログラム（一キログラムは二百六十六斤六合七厘）を要するものとす實驗に依れば八十乃至九十箇所の監房を暖むる爲めに備付たる暖爐の熱汽鑵は一日に左の燃料を用ゆるときは外部の溫度と一樣ならしむるを得べし

零度以上	燃料	零度以下	燃料
三、〇〇	九〇グラム	一、二〇	一八〇グラム
一、二〇	一二〇一	三、四〇	二一〇一
〇、〇〇	一五〇一	五、六〇	二四〇一
		七、八〇	二七〇一
		九、一〇	三〇〇一

各監房に通じたる暖爐の道管は絹繩を以て其管を包卷し其上を漆灰を以て塗り詰め溫氣の漏洩と冷却を豫防し冬期後に於ては始終其管内に冷水を貯へ之を乾澁せしめざるときは管の繼目を保ち漏孔を生ずるの憂なし加之夏期に於ては空氣を吸入すべき通氣管と相接觸し管中の冷水に因りて幾分か空氣を清涼ならしむるの効あるものとす

（以下次號）

○馬匹去勢術に就て

前橋監獄　古野嵩央

各監獄に於て使役する所の馬車馬にして往復途中俄然物に驚き馳驅して物件を毀ち又は往來人に負傷せしめ或は被告人等をして危險ならしめ當局者をして大に迷惑を感せしむることは從來屢々見聞する所なり然るに近來軍事用其他に使役する馬匹に去勢術を實行すること其筋に於て頻りに奬勵し其効果著きもの〳〵如く認めたるに依り當監の馬車に使役する馬匹にも過般去勢術を實行せしに果せる哉其成績頗る良好にして最も柔順の性に一變し唯命する處に從ひ自由自在となり更に物に驚かず加害の憂なく殊に他の馬に接するも蹴踢咬嚙する等の恐れなし實に安全なることは歎賞するに餘りあり而して漸次体力を增し頗る健全となり且つ長

命するところとなり併し茲に留意すべきことは去勢術實行後凡そ六十餘日經過せざれば著き効果を見ること能はず又施術當座は其恐怖心の去らざるが爲め身邊に人の近寄るを非常に恐るゝも日數經過するに從ひ漸次柔順に歸するもの故別に心配するに及ばず右は監獄馬車に使役する馬に實行するに於ては頗る有益なることは確かに認めたり依て諸君の御參考に供す尙ほ去勢術實行後の取扱上に就ては獸醫より夫々注意すべき筈なれども概略左の手續を施さば大過なかるべし

去勢馬匹取扱心得

厩　舍

清潔　厩舍は成るべく清潔にしじく〳〵する樣な事なからしめ乾きたる藁を充分に布き與ふべし但塵埃の懸らぬ樣注意すべし

採光　厩舍暗きときは全癒遲し成るべく明かるくなしをくべし

換氣　風の流通をよくし窓を開け置くべし但夜分又は雨天の時に隙間風の入るは宜しからず

飼　糧　は馬の体格に依りて差異あれども概ね左の分量を標準として給すべし

	穀又ハ糠切藁	乾草	蔘
施傷ノ初メ（二日目マデ）	二、乃至三升	五、六百匁	五合
三日目ヨリ			一升位
四日目ヨリ十日目マデ	二、乃至三升	五、六百匁	一升五合
十一日ヨリ平食トス	一貫目位		二升マデ

豆を麥に代用するときは半量とす
稗を麥に代用するときは量倍とす
生草を乾草に代用するときは倍量とす
麥は成るべく挽割りたるものを宜とす

管理法

手入　手入惡しきときは傷の全癒遲く又痩せることあり故に毛櫛又は藁たはし若くは束藁等を以て体軀を能く擦り垢を取り去るべし但箒にて掃ふときは塵埃傷口に入り却て害になることあるべし

施術の日より術部の腫起退きて傷口の小さくなる迄（凡七、八日間）は馬を橫臥すべからず若この前に橫臥するときは傷の全癒遲し縛ある尾とけて傷口に觸れば全癒遲し故に傷の小さくなるまで尾をとくべからず

運動　運動は手術後三日より五日乃至七日目迄位は毎日往復十町より二十町迄位の所を率きて運動せしめ夫れより後は凡一里以内位運動せしむべし但雨天に運動せしむべからず

使用　去勢したる馬は術部大抵腫起るものにして短きは四五日長きは二週間前後にして減退するものなれば其腫起退き痛み去り傷口癒合すれば輕役に使用して差支なし若し甚だしく傷の痛む模樣なれば直に獸醫の診斷を受くべし

容体　去勢後に左記の容体の顯れたる時は直に獸醫の診斷を受くべし

一　傷口より血の出るとき
二　傷口に肉塊の如きもの出たるとき
三　去勢後十日許り經たるも腫起大にして痛あるとき
四　食物不進のとき

○簡便ナル疥癬ノ療法

富山監獄醫
醫學得業士　玉川彌五郎

疥癬は「アカリナ」科に屬する一種の虫即ち疥癬虫 Krätzmilbe. に原因し貧困にして狹隘なる屋舍に集居する下等人民に多く發顯する皮膚病にして相互温身を以て接觸するか又は衾蓐を同ふするより傳染する者なり而して人類は一樣に疥癬に感染するの性を具へ決して免病質をも素因をも固有することなく且つ入監者の大部分は賤民にして手食の徒なるが故に一層多數の罹患者あり從て病毒を監獄に輸入する事愈々多しとす

往昔は或る監獄に在ては五十名百名或は全囚の三分の一以上の罹患者を生じ極めて慘狀を呈したる事ありと云ふ夫れ疥癬は夜盲症頑癬等と共に監獄病に數へられたりと雖ども輓近監獄衞生の喫驚的進歩と治療學の發達したる爲め此等の諸症皆減少

して頓に面目を一新せり然れども病毒は外界より如上の入監者に依て傳播せらるゝを以て何れの監獄を問はず多少の本病者あるは免れざる事實にして一朝注意を怠れば全監に波及し輕症者は敢て休役を要せざるも病勢稍々增進して身体の大部分を侵し加ふるに疥癬性濕疹著發したる者は休役を要するのみならず經過長きに亙りて一は作業上に影響を及ぼし一は治療上の繁雜と困難を來し吾人其衝に當る者の最も遺憾とする所なり

古來疥癬に特効的藥劑なきにあらずと雖ども種々なる點に於て未だ希望を滿すべき良劑あるを聽かず抑も疥癬の療法は第一に寄生虫を鏖殺するを以て主眼とし兼て續發性濕疹を治療するに在り殺虫の用に供する藥劑は硫黃、爹兒、ナフトール、硫肝、蘇合香、百露技爾撒、其他數十種ありて此等幾多の藥物を用ゆるも其効驗に至ては何れも大差なく唯た百露技爾撒は奏効の確實なると香氣の佳快なるとにより最も適當なりとす然れども他藥に比し高價なるを以て供用し難く他の藥劑と同じく使用法簡便ならず時としては醫藥發疹を誘發したる者なく殆んど後害を貽さずして大抵一週乃至二週間にして全治せり

本劑に依て根元的疥癬の絕滅を企て在監人の罹患者に悉く此の法を施して（一日三四回塗布）望外の好成績を得一擧に根治する事を得たるを以て同時に拘置監に五%の「ヒノタス」水を常置し本病者の入監するときは機を失せず塗布せしむるに多くは滯獄中に全治す若し全治せざるときは四人監に於て持續治療を行ひ蔓延を防ぎたるにより年來蟠屈せる病根を全く芟除する事を得たり

今「ヒノタス」の他藥に優れる點を擧ぐれば、廉價にして使用法簡便且つ衣服を汚染する事尠し、比較的治療日數短く重症と雖ども休役を要せず治療を施す事を得副作用なく濕疹も同時に治癒す、終に蹈み特記すべきは疥癬患者の着用したる衣服布團等を毎回消毒し其素質の脆弱となるをも顧みざる監獄ありと聞くも之は別に消毒するの必要なし何となれば疥癬虫は体外に在ては久しく生存し得る者にあらざればなり適當一二週間放置すれば腎炎等を喚起し易く爲めに疥癬藥の撰擇に苦む彼の一般に稱用せらるゝ塗藥纏包法の如き殺虫的著効ありと雖ども往々不快なる副作用を呈し全治後別に濕疹に向て治療を要する事屢々之れあり又藥湯は確に治効あるも徒萬治せず徒らに治療日數を費すを以て監獄に於ては止むを得ざる必要の外は塗藥纏包法又は藥湯等の如き手數と經費を要する療法は行ひ難く最も簡易にして且つ効驗顯著なる方法を取らざる可らず、余は殺虫の効を奏し併て續發性濕疹を治癒せしむる兩樣の目的を達せんが爲め坊間鬻く處の「ヒノタス」を使用せり

「ヒノタス」Hinotas は粘稠なる流動体にして暗褐色を呈し刺戟性の臭氣を有し水を加ふれば乳白色となる其含有せる有効成分の何たるやは之を知らずと雖ども甚だ簡單なる使用法に依て卓効あり試に初め二倍五倍十倍等の濃厚液を塗布したるに僅に刺戟症狀を呈す依て五%の稀釋溶液を筆塗するに無刺戟性なるを以て頻々塗布を行ひしに殺虫の効あるのみならず濕疹も共に治癒に赴けり試用期間中は每月一回尿の檢査を行ひ中毒の如何を覗ひ單に洗濯するのみにて再び之を用ゆるも妨なし

○兒童敎育に於ける性相學の應用

進藤正直

川越幼年監の開設以來既に全國四五の特種監獄を有せしが、今又新に沼津未成年監の設置を見るに至りたるは、所謂分類的拘禁法が漸く信用せられつゝある現象にして、吾人は斯界の前途を祝福するものなりと雖も、同時に又當局者が其惡童を感化矯正す可く、其如何に苦心の大なるものあるやに想到し轉た同情に堪へざるものなり、乃ち曾て性相學に開ける處のもの、今兒童敎育に關し幼年監及び未成年監の當局者は勿論、普通監獄の當局者と雖も亦た多少の參考たる可きものあるを思ひ即ち左に其一節を抄出して以て聊か當局諸賢の參考に供せんとす。

兒童の敎育に於て吾等若し嗜欲と感情の點に注意を放てば則ち吾等の心理學は又氣質の練磨及び品

性の發達に對して精密なる實踐的敎則を供給する事を發見す、世の慈愛深き父母は殆ど其兒女に對し「倫理敎育を施すには餘り幼稚なり彼等若し成長すれば其智力必ず善行惡爲を區別する事となる可し其時至れは則ち彼等は推理力に訴へて品性を改良するならん」との想像を抱き、從て彼等生存の初に於ては彼等を規正する事を投棄して怪まず然れども吾等の心理學は智力其行狀に對して改良開發の勢力を行ふ際にも智力の此事を行ふ力は概して嗜欲及び感情の發達と比例的發達の如何に關する事を說明す、而して譎暴、頑固、亂食、虛言詐僞等を心性の元始力に歸す、故に此等の惡癖を變化せしむるには其本源たる有形機關に達せざる可からず、心性組織法と一致に於て惡爲を抑制し美德を奬勵するも亦た直接に其機關に對して行ふ可きものなり

此等の法則が如何なるものたるかは容易に理解され得る事にして各種の心性機關は悉く自然に或種の物體と對待す、故に事物其對應の機關に對して表示する時には其機關を活動の點に刺戟す、而して其機關は殆と筋肉の練習に依りて强盛に發育すると同しく此活動に依て强大に生育し從て其作用も輕快に進化す、例へば危難及び恐怖物は警戒性の自然的刺衝物なり、賞贊は名譽性、爭鬪は抵抗性、食物は飮食性と各其對應物を有す、而して心性中殊に飮食性、抵抗性、破壞性は殆と兒童生存の初より活動し警戒性、名譽性、强硬性は智力其行狀に對して正當に判斷する程に充分發達する前に心性中甚だ勢力ある元素を構成せり、スパルスハイム氏曰く尤も幼稚なる時より感情幷に智力は敎育され得る事を忘る可からず、兒童たるものは其才幹に於けると同しく其氣質に於ても著明なる差違を表示す、彼等は頑固又は耐忍なり、怠慢又は活潑なり、臆病又は勇敢なり、或は他人に戀着し、或は他に對しては冷淡なる等勝て數ふ可からずと。

此故に父母たるもの若し彼等成長すれば其惡傾向を推理し得るとの妄信に倚て其嗜欲性を其幼時に禁制なく活動せしむる時は則ち父母は其暗愚の責を免るゝ能はざる可し、卽ち殆ど或最大の其罪狀に抑制するに非ざれば則ち過大なる勞力を胃に課し、食料の過分を以て組織を阻礙す、此に依て兒童の健康に甚しき障害を被らしむる事は明かなる可し、加之機關其物は放恣に依て法外に發育し氣力も之に準じて增長し終には其所有者に對して益々害惡及び不幸の源泉と化す、父母たるものは之を規正する事に頓着なく妄に其子女に對して有害なる食欲放恣を許すのみならず、尙は父母は此等の食物を以て兒女の服從を得るの方便と定める程にも正當なる敎育法を解せずして慈愛性不規則の活動に跋扈され徒に暗愚なる愛情を放ちて其判斷を誤用す、而して彼等は此手段子女に對して如何なる强勢力を與ふかを速かに視認し得るを以て彼等は敎練の主要なる方便として時々此を施行す、如此人に於ては果實及び各種の菓子は從順を求むるに普通の事と考へ、妄に此を賦與して更に其結果を顧ることなし、故に下等なる嗜欲性の滿足自然に行狀に對して德性の支配を蹂躙し以て動機の要地を握取するに至る。

暴怒は抵抗性と破壞性の放逸なる活動に依て發生

す、然るに自尊性と強硬性は偏屈及び剛慢なる氣象を表彰す兒童たるもの若し勝手なる動作を許されて常に我意を放ち抵抗をなすが如き慣習を養成するに至れば則ち此等機關は其氣質中に恐る可き權勢を有して剛慢、不遜、抑制を嫌惡し、妄に亂暴不法なる激情を發生するに至る、此等の兒童に對しては元より特種の注意を以て待遇することを要す、第一彼等に對して敵情の表彰は勉めて之を避くることに注意するは殊に大切の事なる可し何となれば則ち目前に刺衝物來れば此に應ずる機關直に活動を初むることは心性機關の法則なればなり、故に他に對して表彰したる剛慢の狀態は自然に報復に於て他の剛慢を刺衝し、一方に於ての頑強は他方に於て同じ性癖を喚起する事は人生の常事に少からず、吾等は世人の一定の主義に關係なく妄に瑣々たる事に紛爭して相互に喧嘩口論するを見るに多くは其瑣細なる爭論に打勝たりとも得る所失ふ所を償ふに足らざるにも拘らず爭論は進て相互に打撲し負傷しても已まざること多々之あり、馬を使用するは蓋し此好例なる可し、鞭撻を用ひて烈しく之を虐待すれば徒に彼を一層頑固ならしむるも温和なる處置は屢々彼を柔和に從順に馴致するものなり。

剛慢又は强情なる兒童を養育するに當ては父母たるもの居常温柔、弘毅以て克己の氣象を具ふるを要す、兒童に對する彼等の態度は智力及德性の指示に依るを要す、彼等の兒童に對して此等上等能力の表彰は自然に兒童に於て此に應ずる機關を活動に鼓舞す、加之父母の行狀更に敵情又は不法なる頑固の絕無は兒童の嗜欲性に對して妄動、亂衝の機會を與へるとなし、夫れ父母の子女を養育する若し此手段に出れば則ち嗜欲亂動の弊なく智力及び德性と幷行して其獨立の任務を守と同時に又智力及び德性の指揮を遵奉す、是に於てか正實なる心性發達の進路初て認め得るに至るものなり。

不適當なる賄賂と威嚇——警戒性と名譽性は無法なる敎練に依て數々驚く可き點に發達する事多し恐怖の元素は概して兒童心性中に於ては殊に勢力を有す、此故に恐怖は往々敎練の手段に採用すること少からず、世の無識なる保姆及び婢僕と無學僻見なる父母は兒童を支配する方便中、常に輕便なる手段を使用する事に傾向す、故に彼等は食欲に賄ひ、或は法外なる賞讃を與へ、又は恐る可き罰の威嚇を用ひて其恐怖心を刺戟する等の事を以て服從を購買す、殊に虛誕なる化物譚に依て兒童を威嚇する事は通常の事なる可し、此の如くにして過大なる機關が勉めて其活動を抑制するにも拘らず、却て一層甚しき規外の活動を起すに至る、警戒性は蓋し他の方法に於てより多くは常に此方法に濫用されしものなる可し、本來兒童なるものは經驗もなく推理力も發達なき故に非常なる迷信に傾き易し、彼等は容易に化物及び幽靈等の甚しき荒唐なる談話を信ず、而して「汝若し依然として剛腹ならば暗室の中に閉込む可し其室には生首あり血骨ありて汝の身を切り去り又は鼠來り犬來りて汝を殘食す可し」などの威嚇は兒童の心性に於て警戒性發達の度に應じ恐怖心を刺戟するものなり、此に依て甚しき恐怖は進て身體の勞瘁を發生し而も時としては衰弱なる神經狀態又は狂亂の原因となる事少からず。

賞讃——名譽性甚しく發達したる兒童は殊に賞讃に對して深き受感性を有す、誠に此能力兒童に於て缺乏するは稀有の事なり、此故に不正なる賞讃に依て數々過大に活潑となるものなり、或る兒童は溺愛に依ての父母より阿諛を受くることは尋常の事にして又來客等も屢々兒童に諂諛を表して彼等を滿足せしめ以て其父母を悅ばしむる事少からず、而して兒童若し怜悧なる所爲又は言語を發する時には數々嘆賞さるるも其不應に對しては年齡の幼稚に歸して之を非難する事なく却て之を辯解す、兒童は是等間斷なき刺戟に依て賞讃の嗜好は急速に其行狀の主要なる動機と發生す、智力及び道德若し此妄動なる敎練を壓する程に勢力を有する能はずば虛譽と表飾と外見の賤む可き嗜欲は愈々生涯中兒童に固着するに至る、試に見よ時樣の歸願者に於ては此名譽性概して支配的機關なり、彼等は己の行狀に付徒に社會は如何に考察するか他人は吾に對して何事を言ふかの外には其行爲果して正義親切と相應するかを問ふことは更に之を爲さず、而して他の好意及び注意を得る事はたと

び智力及び德性の指導と背戻すると雖も彼等は之を採用する事に躊躇せず。

必要なるは道德教育――道德性なるもの常に間斷なき活動に誘引され而も其範圍に屬する權能を嗜欲諸性及び下等感情の上に行ふ事に修練する事は兒童の教育に於て又最大緊要の事柄なり、兒童に對して「之を爲す可し」「其は爲す可からず」と命する事は決して充分の事にあらず「何故に之を爲す可きか其は爲す可からざるか」の道理は兒童の智力にて觀察し、其正義心にて正邪を決定し得る程の簡單なる方法を以て彼等に說明するは至當の順序なり、父母たるもの其子女の信切慈愛を有するを欲せば徒に紀律を以て滿足す可からず、彼等は克己法及び信切、慈愛を實行して以て其子女を修練せしめざる可からず「餘り多くの煩勞」又は「余は時を有せず」との辯解は此大切なる兒童教育を懈怠する父母の卑む可き口實なり、而して本來善良なる兒童の變して剛慢となるは直接に此の如き口實を以て辯解せんと求むる父母の懈怠に其起源をなすものなり、英のチヤルスプレイ氏は其「感情教育論」に兒童教練の法を記して曰く……膝下を廻て遊戲する多くの兒童を有する父母、注意深くも余に向て如何なる物ぞ能く此等の兒童を教育し得るかと問ひたれば余は直ちに是れに答て……汝自身と汝の境遇に向て觀察せよ、汝の實例は彼等を教育するものなり、汝の友人と汝の會談、汝が彰す好惡の情は彼等を教育するものなり、汝の家庭は彼等を教育す、汝が生活する社會は彼等を教育す、人世に於て汝が位地、汝が家庭、汝が食卓、汝が行爲は何物たるによらず、是等都て彼等を教育す、是等事物の間斷なき有力なる勢力より兒童を引去る事は是等事物より汝自身を引去る外には汝如何に努力しても引去る事能はざるなり或人は兒童たるもの～其思想を構成し得る時に兒童の教育初まる事を說くも此時は其教既に進行す境遇的教育即ち感す可からざる發汗の如く、感す可からざる教育は明了なる課程的教育よりも直接に習慣に對して恒久又强大にして至要なる結果を發生す而して其教育は二六時中進行するものにして汝が力之を止むる事も其進路を轉せしむる事をも容易になし能はざるものなりと。

兒童生存の初に當て困難中殊に困難を感する事は彼等の心田に善良の萠芽を發生保育せしむる事にして此柔軟なる時代に於て此萠芽は二種の方向即ち周圍の事情に依て善行と惡爲に向て進行す、是に依て臆病と恐怖は過恭と警戒と卑法とに發達し粗暴と頑愚は勇猛と殘酷と暴虐とに化成す、故に兒童教育の任に居るものは美德に向ての自然的氣質を發育すると同時に惡爲に對しての傾辭を杜絕するには注意と果決と才幹と策略とを要す。

畢竟兒童品性の教育及び發生に於ては吾等其本源なる心性機關に遡らざるを得ず、吾等若し恒久なる結果を得んと欲せば兒童心性中に發達せんと願ふ所の善行美德を實行して以て其機關の活動を刺衝せざる可からず、父母の行爲若し其教法に衝突する時には則ち眞實、正義、親切、仁愛の紀律は固より格別の効用をなさゝる可し、彼等は徒に言語を以て教訓する事に滿足す可からず、其教訓する箇條を實行するを要す、然らざれば則ち兒童たるもの其言行不一致を見て其態度に習熟するに至るものなり（石氏精義）

○長崎便り

防東山人

謹啓僚友各位益御淸穆之段奉恭賀候却說前便には妙味もなき事項を綴り尊覽を瀆せし次第も候處僅に一回限りにて其儘に付し去り候も如何哉と被存候に付重て一二御報道申上候前便にも御斷り致候通り何等價値なき事項を並べ貴重の誌上を瀆し候は甚だ不都合にして諸賢に對し禮敬を欠く不勘義とは自覺致居候得共其段は偏に諸賢の御仁慈に縋へ御寬容を祈る處に候而して不才の山人に候故自ら進んで工夫を凝らし意見を立て說を述べ以て教を請ふ如きは不可能の事に屬し候其方面には識見高き幾多の長者有之即ち自ら其人ある義に付山人は只々見聞の事實に付所感の一端を綴るに止むる覺悟に候其さへも覺束なき次第に候今回御報道致度は檢束上に關する事項にして頃日斯道に堪能なる僚友の一人より聞知せし事柄に候今項を別ち之を記さんに

一利器の包藏　彼の強賊と呼ばるゝ兇徒は各監獄に多數ある義にも無之候處是等の厄害者を收禁する監獄に在つては多くは獨房せしめ警戒を嚴にする次第に有之然るに彼は尙ほ克く逃走の非望を遂行せし事跡あり而して其手段は利器を以て監房格子を切り或は天井板を破り之より脫出するにありて其利器の出所は看讀書類にある事に候彼等は入監前に在つて已に入監時に處する覺悟をなし即ち社界に在るの日相當の計畫をなし此利器は差入書籍の中に巧に包藏せられ外間にある黨類の者より彼れが手中に入るものなる由に候強賊と呼ばるゝ兇徒には幾多の配下あり之れが手足となりて巧に其奸策を施す義にて一冊二冊の書籍に止まらず甲には小鋸乙には釘丙には何と云ふ工合に幾多の書籍を相當の日時を置き氏名を變更し差入を出願するものにて其書籍は余り厚からず薄からざる洋本にてとじ目の處を其利器を入るゝ丈くり抜き表紙を蔽ひ檢査の際表紙を剝離するにあらざれば之を發見する能はざる裝置となり居る趣に候其洋本はとじ目の深き種類のものを撰ぶ由にて利器包藏の書籍彼れの掌中に入るや彼は直に之を取出すことを爲さず徐ろに其機會を窺ひ其乘すべき隙を見出したる際初めて相用候趣にて之を書籍内より取出すときは即ち彼れが非望を決行するのときに有之候由之を其以前に取出さゞるは房内に隱匿するときは檢房の際發見せらるゝを恐るゝものに有之候

一水一滴　前項逃走を企圖せる彼にして其用に供する爲め若し房内（工場に出役せず獨房せるもの）に於て釘を得んとするときは板張に打付けある釘の周圍に少量の水を恰も過つてこぼせし体に見せかけ朝に夕に終日終夜一定のヶ所を水にて濕し多少にても腐敗し釘の周圍に凹みを生じたるときは糸類を以て（貸與の手拭をほどき又は獄衣の糸を取り）其頭に括り付け以て徐々にゆり動かし十度も二十度も根氣よく之を爲し遂に抜き取る由に候本件は短日子にては素より爲し能はざる義に候得共時月と共氣根とに依り之を爲遂しぐる趣に候

一土砂一點　前項に依り抜き取りたる釘は之を磨き立て使用する趣にて之を磨くには水甕の陶器製なるときは極めて便宜を得候由則ち其底の裏面あらめのヶ所に土砂を交へ磨き立つるものにて其土砂は運動入浴等の爲め出房し其房に入る砌房前にて下足を揃ふる体を裝ひ殊更に跣足となり足の裏に付着せし土砂を入房後掻き集め一日二日と漸次に之を蓄へ其用に供する趣に候

一時間　彼れが逃走を決行するは多くは暴風雨等の機會を待つにあるも其迄の豫備は開監出房時罷役還房時等全監の混雜を來す場合に相當手段を講じ置く趣に候此際は戒護者も他に心を配る事多く開監閉監等の音響に乘じ事をなすときは少々の物音は戒護者に於て心付かざる由に候右の事實は有名なる兇徒にして頗る逃走に巧なるもの逃走を企圖し未だ之を遂行するに至らずして中途に發覺し利器の出所其他彼が施したる手段等につき具さに自白し且彼等兇徒間の消息を洩したるものなる趣に候山人は監獄事務就中戒護事務に就ては最も經驗なき者にて偶々僚友より右の事實を聞知し其用意の周到にして手段の巧妙なるには驚入候看讀書類殊に外間より差入るゝ書籍の檢査につき嚴密の注意を要すべきは勿論實に一滴の水一點の土砂も無意味に看過する能はざる義と被存候山人は曾て小河岳洋先生著日本監獄法講義を讀み施行細則第九條通身檢査の條項に至り木片鉄石糸髪塵埃の微に至るまで一として危險若くは不親律の原子に非ざるはなしとの釋義を施されあるを見たるにとありしが今僚友より此事實を聞き一滴の水一點の土砂一大危險を胎生する原子なること始めて其實證を知り活教訓を得たることを深く感謝するものに候少しく長文に渉り候得共尙ほ附加して申上度は右逃走を企てたる兇徒其後に至り或る日入浴場より還房の際途中に於て監内を疏通する土樋の設けあるヶ所にて突如として立ち止まり遽しく看守者を呼び彼れに大なる蛇あり御覽なさいと叫びたる由然るに戒護看守は部長なりし趣なるが部長は何が居てもよろしひ見る必要なしと嚴然として言ひ放ち脇目もなさず之を促し還房せしめたる事實ある趣に候然に彼れ還房後折柄巡視

せる看守長に對し本監獄の如き注意周到なる戒護者ありては到底逃走を遂行すること能はざるを覺りたるにつき斷念せりとて入浴場より還房の途上に於る前記の事實を述べ嗚咽の間に在つて看守者泰然として亂れざる手腕を賞揚して止まざりし由に候之れに就き思ひ起し候ば往年山人が教習所に在つて教習を受けし際教官より逃走の事例につき示されたるものあり即ち或る囚人（常に逃走の意思ありたるもの）甲監獄より乙監獄に移送せられ乙監獄の規律嚴正取締の周到なるを見逃走のことを斷念し居りたるに偶々刑事事件につき出廷し留置場の塵溜に在監人用の下駄片足未だ使用に堪へ得るもの拋棄しあるを認め其後一周日を經過し再び出廷するに倘ほ下駄の取片付なきを見心窃に其注意の及ばざる點あるを覺り斯くある以上は逃走の乘ずべき機會あるべきを豫期し曩に逃走すること能はずとなし一旦斷念せし決意を飜し遂に逃走せし實例ありし由にて片足の下駄を取片付ざりし不注意は囚人の逃走を誘發せし事柄につき敎へを受けたる事に候實に彼等に至つては或る一事を敢てし以て戒護者の手腕を試み其前門にして容易く通過するを得は彼れが期待する恐るべき第二の非望を敢行するに立至る義と被存候戒護の重任を負ふ者に在つては瑣事小故も決して之を看過せず正に愼重の注意を要する義と被存候先は右御報申上度如斯に御座候敬具

○墮落婦人の救濟

築地二丁目の婦人救濟會は救世軍の一事業として一たび罪惡を犯し世に容れられざる婦女を救ひ再び世に復歸せしめんと努めつゝありて目下收容せらるゝ者は女學生、妻たりし者、藝妓、娼妓にて各被收容者の收容せらるゝに至りたる事情を聞くに、女學生とは笈を負ひて上京の途次或者に誑かされ弄はれたる末女工に賣られたる十九歳の女、妻たりし者とは某紳士を夫とし温かりし家庭を吾から褻重ねして破鏡再び照さず家鄉に起臥するに忍びず進退に窮したるものなり後の二者はいづれも淺間敷き生活を免れんが爲め名を自由廢業に籍りて逭れ出でたるも寄る邊なき者なりといふ西洋にては收容期を六ヶ月とす其期間保護を解くに足るものと認むるときは或は嫁せしめ或は奉公せしむるも日本人は一ヶ年を經ざれば確認することを得ず從來の經驗に徴するも當初二三ヶ月は好成績を認むる婦女にして突然隱遁して罪惡の深淵に身を沈むる者あり斯る墮落婦女を敎へ導き、慰め、罪を忘れしめ、身を修めしめんとするは容易の業にあらずと、吾人は其成功を祈り益々事業の擴張せられんことを望む

○女子の職業

統計家の語る處によれば米國は女子の就職率は男子の四倍に當り英國にては職業種別三百四十九種の內女子の關せざるものは僅に七十種なりといふ我國女子の職業は近來醫師看護婦產婆敎師宣敎師電話交換手又は停車場出札係若くは商店事務員等女子の職業に就くものあるも其數極めて少く今日總て通して女子の職業としては左の三十一種なり和服仕立、卷煙草、眞綿引延、足袋縫ひ、下駄鼻緒、蝙蝠傘の房製造、マッチ箱貼、元結撚り齒磨揚枝の製作、花簪の製作、下駄表編み、糸かへし、機織り、櫛磨き、羽織紐組み、袋張り女髮結、子守、紡績、毛絲編もの、メリヤス靴下の裁縫、造花、封筒並に半切張り、草取り、印刷局造兵廠の通勤、

○各國國事犯罪者の數

英國にはエドワード皇帝陛下の臣民三億萬人中國事犯を以て牢獄に繫がれたるもの今や一人もなし獨逸には數百人、露西亞には數千人、佛國には同一の犯罪を以て國外に追放せられたるもの數千人ありと云ふ

○事局に對する囚人の感想

軍國多端の秋、身は囹圄に呻吟するも報國の赤心勃々として其極に達し只管良心の刺戟に堪へざるものあり今其一例を摘錄す

公文書僞造行使の罪科に依り重禁錮の刑に處せられ浦和監獄に服役中なる某は元村長にして其在職中水害救助の件に原因し入監するに至りしものなるが、去る日長男某（豫備陸軍步兵伍長）が召集せらるべきを豫期し訣別のため面接せしに囚人なる

父は萬斛の涙を嚥み嚴として出征を勵まし明治十五年惡疫流行の際は吾國に十五萬の死者あり今回の如き未曾有の大事には縱令三十萬の死者を出すも毫も意に介すへきにあらす、汝等軍職に在る者は克く身を鴻毛の輕きに處し奮て忠節を盡さゞるべからず。國民は軍資の要求に堪ふる覺悟を以て各其職を勉めざるへからず農家は平年より三割又は五割の增收を穫るの覺悟を要す故に家鄉に於ては各自一層農具を改良し事業を擴張し如何なる勞働も辭すべからずと說き、又國家存亡の時局に際しては婦女子たりとも各分限に應し奮勵する處あるは勿論なれば汝の妹等に婚嫁を望むの申込あるべけれとも平和克復するまでは一意專心家に在つて農業を勵ましむべしと訓へ其他出征地に於ける防寒具の準備より家事の整理に至るまで諄々說て倦まず、長男某亦克く傾聽し謹て服膺すべしと誓ひたりといふ、以て四人全般の敵愾心を窺ふに足れり

（浦和監獄報に據る）

監獄協會記事

例に依り十二月十八日茶話會を開く年內最末の開會にして何となく來會者に活氣を與へ多くの趣味を以て娛樂に時を移し午後一時に至り左の講演ありて退散したるは午後五時なりき

假出獄監視假免及出獄後の狀態調に就て

安松虎雄君
島田四郎君
井鍾次郎君

俘虜の取扱に就て

幼年者保護事業に就て

當日の來會者にして記臆せる者左の如し

田中一雄　小泉三橋　田中城
大橋敬二　山田英次郎　中村友八　大串幸壽
鈴木伊藏　貝塚利一郎　甲斐原一　向島鉾之助
松井總吾　川名喜之助　柳井善行　石島興
須澤龜三　木村榮造　河野純孝
阿形恍三　秋月保治　坪光正太郎
野木武一　堀川一太郎　大內長信
宮井鐘次郎　九鬼儀太郎　三村末彦　大橋五男
兒島三郎　中谷一夫　多打次郎　大橋寅次郎
伊藤七次郎　林定吉　味田村鈴彦　關寅次郎
田中廣吉　川島滿藏造　齋藤由郎　逸見誠之助
安松虎雄　土屋直文　寄木眞平　安松貫
小林益三郎　山本千代輔　引野辰司郎　朝野義之助
原龍昭　千頭正澄　松島四郎　芥川忠藏
小河滋次郎　直木喬　愈野龍彥　石澤譯吾
香川又二郎　幾村政篤

叙任辭令

給七級俸
依願免本官（十二月八日）
（靜岡）看守長　菅谷長吉

靜岡監獄沼津分監長ヲ命ス（十二月八日）
任看守長給九級俸
（靜岡）看守長　宮崎德安　各通

松山監獄詰ヲ命ス（十二月九日）
（松山）看　守　曲淵半三郎

堀川監獄詰ヲ命ス（十二月十日）
（神戶）看守長　船越浩司

神戶監獄詰ヲ命ス（十二月十日）
（堀川）看守長　福住萬里

三池監獄詰ヲ命ス
岡山監獄詰ヲ命ス（十二月十日）
（岡山）看守長　金田忠保

（三池）看守長　倉田市松

新潟監獄詰ヲ命ス（新潟新發田分監長）
（新潟）看守長　征谷種吉

給六級俸
新潟監獄新發田分監長ヲ命ス（十二月十五日）
依願免本官
（新潟）看守長　清原龜喜

給七級俸
（長野）看守長　仁科喜三郎
給三級俸
（小菅）看守長　朝野義之助
給四級俸
（集鴨）看守長　山田虎一郎
（網走）看守長　內山喜代太
（金澤）看守長　永田包雄　各通
（前橋）看守長　宍戶義農
（前橋）看守長　尾原勘作
（市谷）看守長　肥後盛玉
（東京）看守長　逸見誠之助
（十時）看守長　富田昭卓
（金澤）看守長　本山留五郎　給七級俸
（高松）看守長　野木武一
（熊川）看守長　青木政生
（集鴨）看守長　木村通久
（前橋）看守長　佐田諸吉
（市谷）看守長　兒島三郎

各通

給五級俸

（奈良）看守長　尾木安太郎
（高松）看守長　寺島靜次郎
（十勝）看守長　上田誠一郎
（大分）看守長　金林勝三郎
（市谷）看守長　中谷一夫
（東京）看守長　篠田又吉
（大分）看守長　高原弘平
（三池）看守長　伊藤正顯
（集鴨）看守長　宮原定吉
（金澤）看守長　內保俊治
（浦和）看守長　大原公平
（三池）看守長　木島正三
（岐阜）看守長　愛甲長藏

（浦和）看守長　雨角平八郎
（千葉）看守長　下川巳之松
（松山）看守長　加藤利正
（松山）看守長　西原義三郎
（松山）看守長　長谷場圭介
（小菅）看守長　關本彥太郎
（新潟）看守長　貞金九十九
（長崎）看守長　藤川寅三
（靜岡）看守長　宮崎德安
（集鴨）看守長　坂井德次郎
（樺戶）看守長　藤澤德次郎
（東京通譯）　武田圓治

（富山）看守長　小林和五郎
（靜岡）看守長　深津卯之助
（三池）看守長　塚本八十松
（市谷）看守長　川畑宥海
（勝所）看守長　助川孝相

（安濃津）看守長　伊丹延次郎
（千葉）看守長　福村太三郎
（小菅）看守長　松本喜十郎
福島）看守長　染田朝近
長崎）看守長　北崎唯次郎
甲府）看守長　井上藤太郎
堀川）看守長　東尾第三郎
三池）看守長　金田忠保
福島）看守長　秋山金吉
函館）看守長　岩本大五郎
東京）看守長　石井勇三郎
函館）看守長　藤波喜兵衛
福岡）看守長　山本龍起
岐阜）看守長　藤居彦
網走）看守長　鈴木虎雄
（福岡監獄技手）　中村善兵衛
（網走）看守長　中澤族

各通

給八級俸

（鹿兒島）看守長　仁禮傳惠
（安濃津）看守長　小野寺彌七
（高松）看守長　石川平次郎
（高松）看守長　土井藤吉
金澤）看守長　佐藤鎌次郎
（前橋）看守長　高田利八郎
福島）看守長　菅井平七
大分）看守長　瀨立角太郎
福岡）看守長　山始
（金澤）看守長　和田貞信
（宇都宮）看守長　降籏峰太郎
（宇都宮）看守長　須澤龜三
（岐阜）看守長　波邊鋭三
富山）看守長　柳原八十吉

（松山）看守長　山田光輝
（福岡）看守長　平井卯次郎
（山口）看守長　安東福男
（安濃津）看守長　今津充馬

給九級俸

（秋田）看守長　神保重五郎
（秋田）看守長　高橋國藏
（勝所）看守長　吉村信孝

各通

給十給俸

月俸十四圓九拾錢給與

（水戸）看守長　久野常松
（秋田）看守長　古谷三重郎
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（十二月二十日）
（秋田）看守長　松淵留吉
給七級俸（十二月二十日）
（水戸）看守長　福地安
靜岡監獄詰ヲ命ス（十二月二十三日）
依願免本官（十二月二十三日）
給五級俸　（網走）看守長　天野孝太郎
依願免本官（十二月二十三日）
任看守長給七給俸　（十勝）看守長　松井成憲
水戸監獄詰ヲ命ス
給九級俸　海江田省三
依願免本官
（神戸）看守長　福住萬里

二十世紀文明之利器

特許
出願中

蒸汽炊爨裝置

○本裝置ハ汽鑵ヲ備ヘテ其汽熱ヲ應用シテエナメル引鐵製又ハ陶製若クハ木製ノ炊爨器ヲ以テ飯ヲ炊ギ汁菜ヲ調理シ及ビ浴湯ノ用ニ供スル新式ノ機關ナリ既ニ採用セラレ居ル主ナル場所ハ左ノ如シ

○群馬縣師範學校
○同　縣高等女學校
○各菓子製造用
○東京市養育院
○陸軍經理學校
○東京毛絲紡績會社

○本裝置採用御希望ノ方ハ炊事場圖面御送附アラバ直ニ設計可仕候

○價格ハ極メテ廉價ナリ
○工事監督ハ高等工業學校囑托講師木戸技師ニ囑托セリ

○本器之効用證明書

貴店考案製造ニ係ル蒸汽炊爨裝置ハ在來舊式ノ竈炊裝置ニ比シ實用上頗ル便利ナリ本院ハ之ヲ採用シテ炊事經濟上著大ナル利益ヲ擧グ特ニ左ノ諸點ハ効用ノ顯著ナルモノナリ

○在來ノ竈ニ比シ燃料約三分ノ貳ヲ減セリ
○煮飯ノ味尤良好ナリ
○焦飯ハ少シモ生セズ却テ飯量ヲ增ス
○浴湯及汁菜ノ調炊等總テ結果良好ナリ

右ノ特長アル外取扱上ノ輕便ナル點ハ本院實地使用ノ上確認セリ

明治三十六年十二月

東京市養育院
院長男爵　澁澤榮一　印

東京市京橋區竹河岸
宮澤文吉

明治三十八年一月二十日　發行

印刷所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　發行人兼編輯人　磯村政富
印刷所　東京市京橋區三十間堀二丁目一番地　印刷人　磯村兌貞
監獄協會　明敎社

會費送付方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員　藤澤正啓	神田一ッ橋郵便受取所